

## 1 国会の召集及び会期

- 令和4年には、第208回国会（常会）、第209回国会（臨時会）及び第210回国会（臨時会）が召集された。
- 第208回国会は、令和4年1月17日に召集され、会期は6月15日までの150日間であった。
- 第209回国会は、8月3日に召集され、会期は8月5日までの3日間であった。
- 第210回国会は、10月3日に召集され、会期は12月10日までの69日間であった。

## 2 国会の主な動き

### (1) 概況

#### 【第208回国会（常会）】

第208回国会は、令和4年1月17日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、災害対策特別委員会等の9特別委員会が設置された。休憩後、岸田内閣総理大臣の施政方針演説等の政府4演説が行われた。

この国会では、令和2年から続いている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策が引き続き大きな課題となり、オミクロン株対策、子供へのワクチン接種等の対策、ワクチンのブースター接種、医療・保健所の体制整備、水際対策などについて広範な議論が交わされた。

また、2月に始まったロシアのウクライナ侵略に対する我が国の対応等も大きく取り扱われた。このロシアのウクライナ侵略に前後して、本会議において、「ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案」及び「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案」が可決されたほか、ロシアに対する制裁、ウクライナへの援助、ウクライナからの避難民対策、我が国の安全保障政策の在り方等について議論が交わされた。3月には、ウクライナのゼレンスキー大統領による国会演説がオンライン形式で行われた。【詳細は、第1-2(7)ウクライナ情勢関係（32ページ）参照】

この国会で成立した主要な法律案としては、賃上げに係る税制の拡充や住宅ローン控除制度の延長・見直しなどを行う「所得税法等改正案」、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針の策定や国民生活に甚大な影響のある物資の安定供給の確保を図るための制度の創設などの「経済安全保障確保推進法案」、緊急時に新たな医薬品を速やかに薬事承認する仕組みの整備や、処方情報及び調剤情報の即時的な一元管理を可能とする電子処方箋の仕組みの整備などの「医薬品等品質確保法等改正案」、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進するためにこども家庭庁を設置する「こども家庭庁設置法案」などがある。

このほか、デジタル田園都市国家構想の新しい資本主義との関連性、消費税率の引下げ、揮発油税のトリガー条項凍結解除、敵基地攻撃能力、経済安全保障、子ども・子育て対策、北朝鮮によるミサイル発射問題、建設工事受注動態統計調査の不正集計問題、円安・物価高騰対策、性行為映像制作物出演による被害防止、文書通信交通滞在費の見直し、北海道知床沖で発生した遊覧船事故などが議論された。また、G7首脳会合出席に関する報告に対する質疑が行われた。



第208回国会開会式

### 施政方針演説及び代表質問

1月17日、衆参両院の本会議において、岸田内閣総理大臣の施政方針演説、林外務大臣の外交演説、鈴木財務大臣の財政演説、山際経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。【**政府4演説の全文及び質疑の要旨については、第2-1（47ページ）参照**】

岸田内閣総理大臣は、冒頭、新型コロナに感染し、苦しんでおられる方々へのお見舞いと新型コロナとの闘いに協力している国民への感謝を述べ、さらに、最前線で闘っている、自治体、医療機関、介護施設、検疫所、保健所などのエッセンシャルワーカーの方々に感謝を述べ、岸田政権の最優先課題は、新型コロナ対応であるとの考えを表明し、皆で協力しながら、挑戦し、コロナ後の新しい日本を創り上げていこうと呼び掛けた。そして、専門家の意見を伺いながら、過度に恐れることなく、最新の知見に基づく対応を冷静に進め、一度決めた方針でも、より良い方法があれば、躊躇なく改め、柔軟に対応を進化させていく方針を表明し、共にこの国難を乗り越えていこうと強く訴えた。

次いで、オミクロン株への対応について、重症者や中等症の患者、あるいはそのリスクが高い方々に、的確に医療を提供することに主眼を置いて、医療提供体制を強化し、陽性と判断されれば、直ちに健康観察や訪問診療を実施するとともに、必要な方へのパルスオキシメーターの迅速な送付、経口薬へのアクセスの確保を徹底し、稼働状況の「見える化」を強化するとの方針を表明した。さらに、ワクチンについては、医療関係者、高齢者3,100万人を対象とする3回目接種の前倒しをペースアップさせ、3月以降は、追加確保した1,800万人分のワクチンを活用し、高齢者の接種を6か月間隔で行うとともに、5,500万人の一般向け接種も、少なくとも7か月、余力のある自治体では6か月で接種を行うとの方針を示し、これまで接種対象ではなかった12歳未満の子供についても、希望者ができるだけ早くワクチン接種を受けられるよう、手続を進めるとの考えを示した。

また、息の長い感染症対応体制の強化について、安全性の確認を前提に、迅速に薬事承認を行う仕組みを創設し、次の感染症危機に備えて、令和4年6月を目途に、危機に迅速・的確に対応するための司令塔機能の強化や、感染症法の在り方、保健医療体制の確保など、中長期的観点から必要な対応を取りまとめるとの決意を示した。

経済再生については、新型コロナとの闘いに打ち克ち、経済を再生させるため、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行うとし、経済を立て直し、そして、財政健全化に取り組む姿勢を示した。

「新しい資本主義」については、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」によって、持続可能な経済社会の実現に向けた、歴史的スケールでの「経済社会変革」の動きを主導していくとの決意を示した。また、新自由主義的な考え方が生んだ様々な弊害を是正する仕組みを、「成長戦略」と「分配戦略」の両面から資本主義の中に埋め込み、資本主義がもたらす便益を最大化していく方針を表明した。さらに、分配や格差の問題に正面から向き合い、次の成長につなげると明言した。

デジタル田園都市国家構想については、地方から全国へと、ボトムアップでの成長を実現していく決意を示し、インフラ整備、規制・制度見直し、デジタルサービスの実装を一体的に進めていく方針を表明した。また、オンライン診療、GIGAスクール、スマート農林水産業などのデジタルサービスを活用できるよう、5G、データセンター、光ファイバーなどのインフラ整備計画を取りまとめる方針を示した。

経済安全保障については、新たな法律により、サプライチェーン強靱化への支援、電力、通信、金融などの基幹インフラにおける重要機器、システムの事前安全性審査制度、安全保障上機微な発明の特許非公開制度等を整備する考えを表明した。あわせて、半導体製造工場の設備投資や、AI、量子、バイオ、ライフサイエンス、光通信、宇宙、海洋といった分野に対する官民の研究開発投資を後押ししていく意向を示した。

科学技術・イノベーションについては、世界と伍する研究大学を作るため、研究力に加え、研究と経営の分離、若手研究者の登用など、先端的なガバナンスを導入する大学に対し、10兆円の大学ファンドで支援すると明言した。また、令和4年をスタートアップ創出元年とし、5か年計画を設定して、大規模なスタートアップの創出に取り組み、戦後の創業期に次ぐ、日本の「第二創業期」を実現すると明言した。さらに、2025年に開催される大阪・関西万博において、科学技術やイノベーションの力で未来を切り拓いていく日本の姿を世界に発信していくとの決意を表明した。

賃上げについては、成長の果実を従業員に分配し、未来への投資である賃上げが原動力となって、更なる成長につながるような好循環を作ると明言し、賃上げ税制の拡充、公的価格の引上げに加え、中小企業が原材料費の高騰で苦しむ中、適正な価格転嫁を行えるよう、環境整備を進めると表明した。さらに、できる限り早期に全国加重平均1,000円以上となるよう、最低賃金の見直しにも取り組んで行く決意を表明した。

人への投資については、今後、官民の人への投資を早期に少なくとも倍増し、更にその上を目指していくことで、企業の持続的価値創造と賃上げを両立させていくとの決意を示した。また、公的職業訓練の在り方をゼロベースで見直し、さらに、令和4年中に非財務情報の開示ルール策定と四半期開示の見直しを行う意向を表明した。

中間層の維持について、子育て・若者世代に焦点を当て、世帯所得の引上げに向けて取り組むと明言し、社会保障制度を支える人を増やし、能力に応じてみんなが支え合う持続的な社会保障制度の構築に向け、議論を進める意向を示した。さらに、男女の賃金格差問題の是正に向け、企業の開示ルールを見直す意向を表明した。また、令和4年春に、新しい資本主義のグランドデザインと実行計画を取りまとめ、ダボス会議やG7の場を活用して世界の首脳や経済界のリーダーと問題意識を共有しながら、世界の議論を牽引し、資本主義の変革に向けた大きな流れを作っていくとの決意を表明した。

気候変動問題への対応については、2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラルの目標実現に向け、単にエネルギー供給構造の変革だけでなく、産業構造、国民の暮らし、そして地域の在り方全般にわたる経済社会全体の大変革に取り組み、その道筋をクリーンエネルギー戦略として取りまとめる意向を示した。さらに、我が国が、水素やアンモニアなどの日本の技術、制度、ノウハウを活かし、世界、特にアジアの脱炭素化に貢献し、技術標準や国際的なインフラ整備をアジア各国と共に主導し、「アジア・ゼロエミッション共同体」と呼び得るものを、アジア有志国と力を合わせて作ることを目指すと表明した。

全ての人が生きがいを感じられる社会として、女性の経済的自立や、コロナ下で急増するDVなど女性への暴力根絶に取り組み、また、孤独や孤立に苦しむ方々に寄り添い、支えるため、NPO等の活動をきめ細かく支援するとともに、国・自治体・NPOの連携体制を強化するとの決意を示した。

少子化対策・こども政策については、不妊治療の範囲を拡大し、令和4年4月から保険適用を始めるとし、こども政策を我が国社会のど真ん中に据えていくため、こども家庭庁を創設するとの方針を示した。次いで、教育や保育の現場で性犯罪歴の証明を求める日本版DBS、子供の死因究明、制度横断・年齢横断の教育・福祉・家庭を通じたこどもデータ連携、地域における障害児への総合支援体制の構築を進めるとの決意を述べた。さらに、消費者という視点から、令和4年4月の成年年齢の引下げを控え、若者の消費者被害防止に取り組む決意を表明した。

地域活性化については、まず、農林水産業に関し、輸出の促進とスマート化による生産性向上により、成長産業化を進めるとし、多様な農林漁業者が安心して生産できる豊かな農林水産業を構築できるよう取り組むとの決意を述べた。次いで、観光産業に関し、新型コロナの影響への適切な支援を図りつつ、コロナ後を見据え、観光産業の高付加価値化を推進するとの方針を示した。また、令和4年は沖縄の本土復帰50周年であり、強い沖縄経済を作るための取組を進めると表明した。

災害対策については、切迫する南海トラフの巨大地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、風水害や豪雨への備えに5年間で15兆円規模の集中対策を進め、防災・減災、国土強靱化を強化するとの決意を示した。また、東日本大震災からの復興は政権の大きな課題であり、福島復興・再生を前進させるのみならず、世界の課題解決にも貢献する、国際教育研究拠点を具体化するための法律を整備すると表明した。

外交・安全保障については、自ら先頭に立ち、未来への理想の旗をしっかりと掲げつつ、現実を直視し、「新時代リアリズム外交」を展開していくと表明した。そして「新時代リアリズム外交」として、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値や原則を重視する方針を示した。

最重要課題である拉致問題に関しては、各国と連携しながら、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、全力で取り組むとの決意を表明し、金正恩委員長と直接向き合い、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝国交正常化の実現を目指すとした。

「自由で開かれたインド太平洋」の推進について、日米豪印の協力を前へと進めると共に、ASEANや欧州などのパートナーとも連携を強化するとの決意を示した。

近隣外交については、まず、中国に関し、令和4年が日中国交正常化50周年であることも念頭に、建設的かつ安定的な関係の構築を目指す考えを述べた。次に、ロシアに関しては、領土問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、粘り強く交渉を進めながら、エネルギー分野での協力を含め、日露関係全体を国益に資するよう発展させていく考えを述べた。さらに、韓国に関しては、我が国の一貫した立場に基づき、適切な対応を強く求めていく意向を示した。

地球規模課題への取組については、気候変動やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を含め、積極的に取り組む意向を示し、被爆地広島出身の総理大臣として、「核兵器のない世界」を追求していく決意を表明した。次いで、「核兵器のない世界に向けた国際賢人会議」の立上げを表明し、令和

4年中を目標に、第1回会合を広島で開催すると宣言した。また、貧困削減への貢献に向け、国際開発協会に対して過去最大の約34億ドルを拠出すると明言し、TICAD8ではコロナ後を見据えたアフリカ開発の針路を示すとの決意を表明した。

国民の命と暮らしを守る取組については、政府一丸となって、我が国の領土、領海、領空、国民の生命と財産を守り抜くとの決意を表明した。そして、おおむね1年かけて、新たな国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画を策定すると表明し、いわゆる「敵基地攻撃能力」を含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討すると明言した。次に、海上保安庁と自衛隊の連携を含め、海上保安体制を強化するとともに、島嶼<sup>しよ</sup>防衛力向上などを進め、南西諸島への備えを強化すると表明した。また、海外で邦人等が危機に晒された際の輸送に万全を期すため、自衛隊法の改正案を今国会に提出する意向を示した。さらに、日米同盟の抑止力を維持しながら沖縄の基地負担軽減に引き続き取り組む決意を示し、普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指し、辺野古への移設工事を進めると明言した。

憲法改正については、国民的議論を喚起していくには、国会議員が国会の内外で議論を積み重ね、発信していくことが必要と述べ、本国会においても積極的な議論が行われることを期待すると述べた。

建設工事受注動態統計調査における不適切な処理については、陳謝した上で、政府統計全体の信頼を回復するべく、指導・監督することを表明した。

最後に、「信頼と共感」の政治に向けて謙虚に取り組んで行くとの意向を示し、共に力を合わせ、この国の未来を切り拓<sup>ひら</sup>くため、国民へ理解と協力を訴えて演説を結んだ。

これに対する代表質問は、1月19日及び20日に行われ、新型コロナウイルス感染症関連では、オミクロン株への対応、3回目のワクチン接種、子供へのワクチン接種、水際対策、感染症法の改正、医療提供体制、後遺症への対策、給付金・支援金の在り方などが議論された。また、子育て支援・教育政策、気候変動対策、新しい資本主義、デジタル田園都市国家構想、経済安全保障に向けた取組、所得再分配政策、建設工事受注動態統計調査における不適切な処理、文書通信交通滞在費問題、中小企業政策、マイナンバーカードの利活用、日本学術会議の任命問題、外交・安全保障、拉致問題、防災・減災、国土強靱<sup>じん</sup>化、福島<sup>ふくしま</sup>の復興、普天間飛行場の移設問題、憲法改正などについて議論が展開された。

参議院においては、同月20日及び21日に代表質問が行われた。

## 令和4年度予算、令和4年度補正予算審議

令和4年度予算は、令和3年度補正予算と一体として編成され、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」の実現を図るための予算とされた。

具体的には、まず、予期せぬ状況変化への備えとして、令和3年度と同様に5兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費が措置された。次に、「新しい資本主義」の実現のための成長戦略として、「科学技術立国」の観点から、過去最高の科学技術振興費が確保され、「デジタル田園都市国家構想」の観点から、地方創生推進交付金等による支援を行うほか、「経済安全保障」の観点から、研究開発等を推進するとされた。また、分配戦略として、看護、介護、保育、幼児教育等の現場で働く方々の処遇改善や、人への投資を推進する施策等が盛り込まれた。

令和4年度予算は、1月21日の予算委員会で趣旨説明の聴取が行われ、集中審議、参考人質疑、公聴会、分科会等を含む同委員会の審査を経て、2月22日の本会議において、記名投票の結果、可決され、3月22日の参議院本会議において可決、成立した。

令和4年度補正予算は、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」（令和4年4

月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、原油価格高騰対策及び今後への備えとして必要な経費の追加等を行うために編成された。5月25日に予算委員会で趣旨説明の聴取が行われ、同委員会の審査を経て、同月27日の本会議において可決され、同月31日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、第3-14予算委員会(258ページ)参照】

### 主な議案の審議

成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講じ、あわせて、カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅ローン控除制度等の見直しなどを行う「所得税法等改正案」が1月25日、内閣から提出された。同法律案は、財務金融委員会の審査を経て、2月22日の本会議で可決され、3月22日の参議院本会議で、可決、成立した。【詳細は、第1-2(3)税制関係(20ページ)参照】

こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要施策に関する内閣の事務を助けることを任務として、その所掌事務及び組織に関する事項を定める「こども家庭庁設置法案等」が2月25日、内閣から提出された。同法律案は、内閣委員会の審査を経て、5月17日の本会議で可決され、6月15日の参議院本会議で、可決、成立した。【詳細は、第1-2(4)子供・子育て関係(22ページ)参照】

安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度等を創設する「経済安全保障確保推進法案」が2月25日、内閣から提出された。同法律案は、内閣委員会の審査を経て、4月7日の本会議で可決され、5月11日の参議院本会議で、可決、成立した。【詳細は、第1-2(5)経済安全保障関係(26ページ)参照】

緊急時に新たな医薬品を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、処方情報及び調剤情報の即時的な一元管理を可能とする電子処方箋の仕組みを整備する「医薬品等品質確保法等改正案」が3月1日、内閣から提出された。同法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、4月19日の本会議で可決され、5月13日の参議院本会議で、可決、成立した。【詳細は、第1-2(6)医療・薬事関係(28ページ)参照】

決議案としては、「新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案」が1月31日に提出され、翌2月1日の本会議において可決、「ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案」が2月7日に提出され、翌8日の本会議において可決、「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案」が3月1日に提出され、同日の本会議において可決、「強い沖縄経済と平和創造の拠点としての沖縄をつくる本土復帰50周年に関する決議案」が4月27日に提出され、翌28日の本会議において可決された。このほか、「衆議院議長細田博之君不信任決議案」及び「岸田内閣不信任決議案」が6月8日に提出され、翌9日の本会議においていずれも否決された。

### 新型コロナウイルス感染症関連

召集前の1月7日、議院運営委員会において、山際国務大臣(新型コロナ対策・健康危機管理担当)から、新型インフルエンザ等対策特措法に基づくまん延防止等重点措置(以下「まん延防止等重点措置」という。)を実施すべき期間を1月9日から31日までとし、実施すべき区域を広島県、山口県及び沖縄県の3県を対象とする旨の事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

召集後においても、まん延防止等重点措置の実施や期間変更等について、以下のとおり、議院運営委員会において、山際国務大臣から事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

報告聴取日	実施区域	実施期間
令和 4. 1. 7	広島県、山口県、沖縄県	1. 9～ 1.31
1. 19	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県	1. 21～ 2. 13
1. 25	広島県、山口県、沖縄県	1. 9～ 2. 20 (延長)
	北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県	1. 27～ 2. 20
2. 3	和歌山県	2. 5～ 2. 27
2. 10	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県	1. 21～ 3. 6 (延長)
	高知県	2. 12～ 3. 6
2. 18	広島県	1. 9～ 3. 6 (延長)
	北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県、鹿児島県	1. 27～ 3. 6 (延長)
	和歌山県	2. 5～ 3. 6 (延長)
3. 4	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、香川県、熊本県	1. 21～ 3. 21 (延長)
	北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県	1. 27～ 3. 21 (延長)

3月17日、議院運営委員会において、山際国務大臣から、実施区域である18都道府県について、3月21日の期限のとおりの措置を終了する旨の事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

また、衆議院における新型コロナウイルス感染症対策としては、議員等が海外に渡航した場合、帰国後14日間は国会への登院・出勤を自粛することとしていたが、3月3日の議院運営委員会理事会において、帰国後、政府が定める自宅等での待機期間が終了した後、登院・出勤することができるものとされた。

## その他

1月12日、岸田内閣総理大臣は、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づく政府における検討結果として、安定的な皇位継承を確保するための諸課題等を議論した政府の有識者会議の報告書を国会に提出した。

3月23日、ゼレンスキー・ウクライナ大統領によるオンライン形式の国会演説が衆議院第一議員会館国際会議室及び多目的ホールにおいて行われた。なお、外国元首も含め、オンライン形式で国会演説が行われたのは史上初めてであった。

「NHKと裁判してる党弁護士法72条違反で」は党の名称を、1月20日に「NHK受信料を支払わない国民を守る党」に変更した後、4月25日に「NHK党」に変更した。

## 会期末

会期終了日の6月15日、本会議において、請願採択及び閉会中審査の手続が行われ、第208回国会は閉会した。

## 成立した主な議案

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が61件、議員提出法律案が17件であった。

前記（主な議案の審議）以外の主なものとして、内閣提出法律案では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が雇用に大きな影響を与える中で、雇用の安定と就業の促進、雇用保険財政の安定運営を図るために、失業給付特例の継続や雇用保険料率の暫定引下げ等を行う「雇用保険法等改正案」、自衛官の定数変更、緊急事態の際に防衛大臣が行う在外邦人等の輸送要件等の見直し、外国軍隊への麻薬等の譲渡に係る特例規定の整備等の措置を講ずる「防衛省設置法等改正案」、農林水産物等の生産・流通過程における環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念の制定、環境負荷低減事業活動に関する認定制度の創設等の措置を講ずる「環境負荷低減事業活動促進法案」、公立小学校の教員等の任命権者による研修記録の作成及び資質向上に関する指導等に関する規定の整備、教員普通免許状等の更新制廃止等の措置を講ずる「教育公務員特例法等改正案」、省エネルギーの対象範囲の見直しや非化石エネルギーへの転換促進、脱炭素燃料や技術への支援強化、電源休廃止時の事前届出制の導入や蓄電池の発電事業への位置付け等の措置を講ずる「エネルギー使用合理化法等改正案」、福島における産業の創出等に資する研究開発等に関する基本計画の策定、福島国際研究教育機構の設立等の措置を講ずる「福島復興再生特措法改正案」、宅地造成等工事規制区域制度における規制対象工事の拡大及び中間検査の新設、特定盛土等規制区域制度の創設、無許可工事等に対する罰則強化等の措置を講ずる「宅地造成等規制法改正案」、契約の申込み等を取り消すことができる類型の追加、被害回復裁判手続の対象となる損害の範囲を拡大する等の措置を講ずる「消費者契約法等改正案」、携帯電話等の特定基地局の開設指針の制定に関する制度の整備、情報通信分野の外資規制の見直し、NHKの還元目的積立金制度の整備等の措置を講ずる「電波法等改正案」、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うセンターの設置の努力義務化、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充等の措置を講ずる「児童福祉法等改正案」、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設するとともに侮辱罪の法定刑を引き上げる等の措置を講ずる「刑法等改正案」などがある。

議員提出法律案では、衆議院議員提出のものとして、地域の特性に応じた津波避難施設等の整備の推進に関する規定及び津波対策における情報通信技術の活用に関する規定の整備、地方公共団体の作成するハザードマップ等に係る国の財政援助の有効期限を5年間延長する「津波対策推進法改正案」（災害対策特別委員長提出）、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限を5年間延長する「特殊土壌地帯臨時措置法改正案」（農林水産委員長提出）、国会議員に支給される文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改め、原則として日割り支給とする「国会法及び歳費法改正案」（議院運営委員長提出）、年齢・性別を問わず性行為映像制作物（AV）出演被害の防止・救済を図るため、AV出演契約に係る契約の無効、取消し、解除等に関する特則の制定、相談体制の整備等の措置を講ずる「性行為映像制作物被害防止法案」（内閣委員長提出）などがある。また、参議院議員提出のものとして、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針の策定、支援を行うための女性相談支援センターの設置、支援に関する教育・啓発等について定める「困難な問題を抱える女性支援法案」などがある。

今国会で承認された条約は、我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費（労務費、光熱水料等、訓練資機材調達費及び訓練移転費）の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担に係る特別協定」など7件であった。



### 第208回国会閉会后

6月16日、衆議院議員選挙区画定審議会（川人貞史会長）は、平成28年の衆議院議員選挙制度改正により導入されたアダムズ方式に基づき、小選挙区数を15都県で「10増10減」とするなど、合わせて25都道府県、140選挙区の区割り案を内容とする衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を岸田内閣総理大臣に勧告した。それを受け、翌17日、同勧告の報告書が国会に提出された。

7月8日、参議院議員通常選挙の応援のため奈良市内で街頭演説を行っていた安倍晋三元内閣総理大臣が銃撃され、搬送先の病院で死亡が確認された。

7月10日、第26回参議院議員通常選挙が行われた。即日開票の結果、自由民主党は、単独で改選定数の過半数を確保し、連立政権を組む公明党は改選議席を下回ったが、与党として非改選議席と合わせて総定数の過半数を上回った。一方、野党は、立憲民主党が改選議席を減らし、日本維新の会は改選議席を上回ったが、国民民主党、日本共産党は改選議席を下回った。れいわ新選組、NHK党は前回に続き議席を獲得し、社会民主党は改選議席を維持した。また、新たに参政党が議席を獲得するとともに、全国を通じた得票率2%以上を確保し、公職選挙法や政党助成法などが定める政党要件を満たした。

なお、平成30年7月の公職選挙法改正により、令和元年の通常選挙から改選定数が選挙区で1、比例代表で2増え124議席になり、今回の選挙後の参議院議員定数は248となった。**【詳細は、第1-3 国政選挙結果 (2) 第26回参議院議員通常選挙 (44ページ) 参照】**

7月22日、政府は、故安倍元内閣総理大臣の国葬儀を9月27日に日本武道館において執り行うことを閣議決定した。

### 【第209回国会（臨時会）】

第209回国会は、令和4年8月3日に召集された。

この国会は、7月10日に第26回参議院議員通常選挙が行われたのを受けて召集された臨時会である。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が8月5日までの3日間と議決された後、災害対策特別委員会等の9特別委員会が設置された。

会期終了日の8月5日、本会議において、閉会中審査の手続が行われ、第209回国会は閉会した。

### 第209回国会閉会后

8月10日、岸田内閣総理大臣は内閣改造を行い、第2次岸田改造内閣が発足した。

同月18日、立憲、国民、共産、有志及びれいわの衆議院議員126名から岸田内閣総理大臣宛の臨時国会召集要求書が提出された。

なお同日、参議院においても臨時国会召集要求書が提出された。

同月19日、厚生労働委員会において、厚生労働関係の基本施策に関する件（新型コロナウイルス感染症対策等）について、質疑が行われた。

同月27日、日本維新の会臨時党大会において代表選挙が実施され、馬場伸幸議員が代表に選出された。

9月8日、議院運営委員会において、故安倍晋三元内閣総理大臣の国葬儀について、岸田内閣総理大臣及び松野内閣官房長官から報告を聴取した後、委員から発言があった。

同月25日、公明党全国大会が行われ、山口那津男代表が再任された。

同月27日、日本武道館において、故安倍晋三元内閣総理大臣の国葬儀が実施された。

同月30日、経済産業委員会において、経済産業の基本施策に関する件（現下の経済情勢等）について質疑が行われた。

## 【第210回国会（臨時会）】

第210回国会は、令和4年10月3日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が12月10日までの69日間と議決された後、内閣委員長外13常任委員長の辞任が許可され、既に懲罰委員長が欠員となっていることに伴い、内閣委員長外14常任委員長の選挙が行われ、引き続き、災害対策特別委員会等9特別委員会が設置された。休憩後、岸田内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

この国会では、所信表明演説及びこれに対する代表質問に加え、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を実施するための令和4年度第2次補正予算や法律案等の審議が行われたほか、安倍晋三元内閣総理大臣の銃撃事件をきっかけとして、いわゆる旧統一教会（世界平和統一家庭連合）の被害者救済等が問題となり、靈感商法など不当契約の取消権の拡大等を盛り込んだ消費者契約法等の改正や、法人等による寄附の不当な勧誘を防止するための新法の取扱いなどが焦点となった。旧統一教会関係については、宗教法人法上の質問権行使による調査や同法に基づく解散命令請求の要件、政治家との関係などが議論された。

また、安倍晋三元内閣総理大臣の国葬儀をめぐる、検証の必要性や国葬儀のルール化、ウクライナ情勢等によるエネルギーや食料品などの物価高・円安対策、岸田内閣総理大臣が掲げる「新しい資本主義」、子ども・子育て支援、北朝鮮のミサイル発射問題、防衛三文書の改定、防衛費の増額や負担の在り方、閣僚の政治資金等の問題など広範な議論が行われた。

新型コロナウイルス感染症については、令和4年7月下旬には新たな変異株への置き換わりなどにより新規陽性者数が急増し、秋以降の更なる感染拡大や季節性インフルエンザの同時流行が懸念され、オミクロン株対応ワクチンの接種や医療提供体制の確保、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付け、コロナ禍からの需要回復や地域活性化を目指す全国旅行支援などについて議論が交わされた。また、今後の感染症危機に備え、国、都道府県等の連携強化による病床、外来医療などの確保等を図る「感染症法等改正案」が成立した。

### 所信表明演説及び代表質問

10月3日、衆参両院の本会議において、岸田内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。【所信表明演説の全文及び質疑の要旨については、第2-1（85ページ）参照】

岸田内閣総理大臣は、はじめに、足下の物価高への対応に全力をもって当たり、日本経済を必ず再生させるとともに、多層的な外交の展開と防衛力の抜本的強化を通じて、アジアと世界の平和と安定を断固守り抜いていく決意を表明した。そして、現在、日本は、国難とも言える状況に直面しているとし、この難局を乗り越え、未来を切り拓くため、政策を果断にかつ丁寧に実行していくと述べ、皆が力を合わせ、共にこの国の未来を見据え、歩みを進めていこうと呼び掛けた。

「政治姿勢」については、9月27日に執り行った安倍元内閣総理大臣の国葬儀は、厳粛かつ心のこもったものになったとの考えを示し、海外の参列者からの弔意に対し、礼節をもって丁寧に対応することができたと述べた。また、その際に国民から寄せられた意見を重く受け止め、今後に活かしていきたいとした。旧統一教会との関係については、説明責任を果たしながら、信頼回復のために、各般の取組を進めていくこととし、寄せられた相談内容を踏まえ、総合的な相談窓口を設け、法律の専門家による支援体制を充実・強化するなど、悪質商法や悪質な寄附による被害者の救済に万全を尽くすとともに、消費者契約に関する法令等について、見直しの検討をすると表明した。

「経済政策」については、日本経済の再生が最優先の課題であり、コロナ禍を乗り越え、社会経済活動の正常化が進みつつあるが、足下では、ロシアによるウクライナ侵略と円安によるエネルギー・食料価格の高騰や世界の景気後退懸念が日本経済の大きなリスク要因となっているとし、新しい資本主義の旗印の下で、「物価高・円安への対応」「構造的な賃上げ」「成長のための投資と改革」



岸田内閣総理大臣の所信表明演説（第210回国会）

の三つの重点分野に取り組んでいくとの姿勢を示した。

「物価高・円安への対応」については、食料品やガソリンの値上りを抑えるための追加策や低所得世帯向けの緊急支援策などの対応を行ってきたとし、間を空けることなく、総合経済対策を取りまとめ、国民生活と事業活動を守り抜くとの決意を表明した。

また、輸入小麦価格や配合飼料の負担の据置措置、家計・企業の電力料金負担増加の直接緩和措置などの対策を講じるとともに、エネルギー安定供給の確保、再エネ・省エネの推進、農産物の国内生産を通じた食料安全保障の確保など、危機に強い経済構造への転換に取り組むことを表明した。

円安に対しては、これらの対応と併せ、円安のメリットを最大限引き出して、国民に還元する政策対応を力強く進めるとの考えを示した。10月11日からは、ビザなし渡航、個人旅行の再開などインバウンド観光を復活させ、訪日外国人旅行消費額の年間5兆円超の達成を目指すとともに、全国旅行支援やイベント支援も再開し、コロナ禍からの需要回復、地域活性化を図るほか、円安メリットを活かした経済構造の強靱化を進め、半導体や蓄電池の工場立地、企業の国内回帰や農林水産物の輸出拡大などに取り組むと述べた。

「構造的な賃上げ」については、賃上げと労働移動の円滑化、人への投資という三つの課題の一体的改革を進め、「構造的な賃上げ」の実現を目指すとの決意を表明した。官民が連携して、現下の物価上昇に見合う賃上げの実現に取り組み、制度に応じて民間給与の伸びを踏まえた改善等を図るとともに、看護、介護、保育など現場の従事者の処遇改善や業務の効率化等を進めるとした。また、リスクリングや職能給から職務給への移行など、企業間、産業間での労働移動円滑化に向けた指針を令和5年6月までに取りまとめ、個人のリスクリングへの公的支援については、人への投資策を「5年間で1兆円」のパッケージに拡充すると述べた。あわせて、同一労働同一賃金の遵守の一層の徹底、フリーランスとして安定的に働ける環境作りのための法整備、中小企業の賃上げに向けた生産性向上や公正取引委員会等の執行体制の強化、価格転嫁の強力な推進について言及した。

「成長のための投資と改革」については、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーン・トランスフォーメーション（GX）、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の4分野に重点を置いて、官民の投資を加速させると述べた。

第一の科学技術・イノベーションについては、量子・AI・バイオなどの分野での官民投資の方策の早急な具体化、成長分野への大学等の学部再編促進や、若手研究者の育成に向けた支援強化、

処遇見直しを通じた教職員の質の向上に取り組むとした。

第二のスタートアップについては、令和4年をスタートアップ元年とし、スタートアップ5年10倍増を視野に5か年計画の策定に取り組んでおり、公共調達における優遇制度の抜本拡充、税制上の優遇措置や資金面の支援に加え、IT分野の才能の発掘・育成、日本と海外のスタートアップ・エコシステムの接続など、スタートアップ人材への投資も進めると述べた。

第三のGXへの投資については、ロードマップの中で成長志向型カーボンプライシング、規制・制度一体型の大胆な資金支援、トランジションファイナンス、アジア・ゼロエミッション共同体などの政策イニシアティブを具体化し、GXの前提となるエネルギー安定供給の確保に関しては、原発の再稼働、次世代革新炉の開発・建設などについて、専門家による議論の加速を指示したと述べた。

第四のDXへの投資については、デジタル田園都市国家構想の実現に言及し、健康保険証との一体化など、マイナンバーカードの概ね<sup>おおむね</sup>全ての国民への普及のための取組を加速するとともに、地域でのデジタル技術の社会実装を重点的に支援し、メタバース、NFTを活用したウェブ3.0サービスの利用拡大に向けた取組を進めるとした。半導体については、熊本に誘致したTSMCの半導体工場は、10年間で4兆円超の経済効果と7,000人超の雇用を生むと試算されており、我が国で10年間で10兆円増が必要とも言われるこの分野に、官民の投資を集めていくとした。今回の総合経済対策では、日米共同での次世代半導体の技術開発・量産化やビヨンド5Gの研究開発など最先端の技術開発強化を進めると述べた。規制改革にも取り組むとし、2年でアナログ的規制を一掃し、新産業の創出、人手不足の解消、生産性の向上や所得の増大につなげるとした。

「新型コロナ」については、9月からオミクロン株に対応した新型ワクチンの接種を開始し、10月から11月にかけて1日100万回を超えるペースの体制を整備して、ワクチン接種を加速し、インフルエンザとの同時流行を想定した外来等の保健医療体制の確保も進めるとした。次の感染症危機に備え、機動的かつ効果的な緊急時対応が可能となるよう、感染症法等の改正案を提出するほか、司令塔機能の強化、日本版CDCの創設にも取り組んでいくと述べた。

「災害対策」については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を推進し、新たな基本計画を策定して、中長期的かつ継続的に取り組むとした。

「包摂社会の実現」については、全世代型社会保障の構築を進め、少子化対策、子育て・こども世代への支援を強化し、女性活躍、孤独・孤立対策などに取り組み、幼いお子さんが送迎バスの中で置き去りにされお亡くなりになるという痛ましい事故を二度と繰り返すことがないように、送迎バスの安全装置の義務化と支援措置を含む緊急対応策を講じていくと述べた。

「経済対策」については、山積する課題に対応するため、新たな総合経済対策を10月中に取りまとめ、その内容を踏まえて、今国会に補正予算を提出すると述べた。

「外交・安全保障」については、ロシアによるウクライナ侵攻は国際秩序の根幹を揺るがすものであり、対露制裁、対ウクライナ支援を引き続き強力に推し進めるとともに、アジア唯一のG7メンバーとして、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化を、インドや東南アジア、アフリカ、中南米などの国々と共有する努力を重ねていくと述べた。また、我が国周辺でも安全保障環境が急速に厳しさを増す中、領土、領海、領空を断固として守り抜くため、抑止力と対処力の強化が最優先の使命であるとし、我が国防衛力の5年以内の抜本的強化に必要な防衛力の内容の検討、そのための予算規模の把握及び財源の確保を一体的に進め、予算編成過程で結論を出すとした。さらに、新たな国家安全保障戦略等を令和4年末までに策定し、いわゆる「反撃能力」を含め、あらゆる選択肢を排除せず、現実的な検討を加速するとともに、海上保安能力の強化にも取り組むとした。

経済安全保障については、経済安全保障推進法の円滑な施行とともに、宇宙、海洋、サイバーなどの重要技術の育成に取り組むとした。また、日米同盟強化の重要性を踏まえ、抑止力と対処力を一層強化するとし、同時に、普天間飛行場全面返還を目指し、辺野古への移設工事、強い沖縄経済

を作るための取組を進めるとした。「自由で開かれたインド太平洋」については、日米豪印等も活用しつつ、ASEANや欧州、大洋州などのパートナーとの連携を強化するための新たなプランを策定し、IPEF（インド太平洋経済枠組み）等の取組において成果を目指すとした。

中国との関係については、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力する「建設的かつ安定的な関係」を双方の努力で構築していくとした。日露関係では、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持すると表明した。韓国については、日韓関係を健全な関係に戻し、更に発展させていく必要があり、韓国政府と緊密に意思疎通をしていくと述べた。拉致問題については、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく全力で取り組むとし、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルなどの諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指すとした。

また、令和4年内に広島で開催する「賢人会議」も活用するなど、NPT体制を維持・強化することで、「核兵器のない世界」に向けた現実的な歩みを進めるとした。

また、令和5年に我が国は、国連の安全保障理事会非常任理事国となり、安保理改革を含む国連の機能強化に取り組むとともに、同年5月には、G7議長国として広島でサミットを主催し、岸田内閣総理大臣自身が先頭に立ち、普遍的価値に立脚した国際的な規範や原則の維持・強化、地球規模課題への取組、国民の命と暮らしを断固として守りぬく新時代リアリズム外交を推進していくと述べた。

「選挙制度」と「憲法」については、衆議院議員の選挙区について、令和4年6月の衆議院議員選挙区画定審議会の勧告に基づいた改定を行うため、第210回国会に公職選挙法の改正案を速やかに提出するとし、憲法改正については、最終的には、国民の判断が必要であり、そのための発議に向け、国会の場において、これまで以上に積極的な議論が行われることを期待すると述べた。

最後に、岸田内閣総理大臣は、国民の力を結集し、胎動し始めた新しい動きを大きな流れにして未来を切り拓いていきたいと述べ、「信頼と共感」の姿勢を大切にしながら、正道を一步一步前に向かって歩み、この国の未来のために、全身全霊で取り組んでいくとの決意を表明した。

これに対する代表質問は、10月5日及び6日の両日行われた。なお、北朝鮮が頻繁に弾道ミサイルの発射を繰り返し、同月4日には、我が国上空を通過する形で弾道ミサイルを発射したことを受け、5日の本会議において、代表質問に先立ち、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案」が可決された。

代表質問では、北朝鮮の弾道ミサイル発射への対応、国葬儀実施のルール化などのほか、旧統一教会関連では、同団体と政治家との関係、被害者救済などが議論された。また、少子化対策、防衛三文書の改定と防衛力の整備、岸田内閣の最優先課題である経済政策では、エネルギーや食料品などの物価高・円安対策、賃上げの実現、再生可能エネルギーや原子力発電等のエネルギー政策、観光・飲食業等の需要喚起への取組、さらに、防災・減災対策、新型コロナウイルス感染症対策、臨時国会召集要求への対応、憲法改正、拉致問題などについて議論がされた。

参議院においては、同月6日及び7日に代表質問が行われた。

## 令和4年度第2次補正予算審議

足元の物価高や世界経済の下振れリスクを乗り越え、社会課題の解決と持続的な成長の実現により日本経済を再生するため、①物価高騰・賃上げへの取組、②円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、③「新しい資本主義」の加速、④防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など国民の安全・安心の確保、⑤今後への備えとして、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」の増額、「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」の創設を目的とする「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）を実施するために必要な経費の追加等を行う令和4年度第2次補正予算は、11月22日に予算委員会で趣旨

説明の聴取の後、同委員会の審査を経て、同月29日の本会議で可決され、12月2日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、第3-14予算委員会（269ページ）参照】

### 主な議案の審議

令和2年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受け、衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、25都道府県において140選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を、5選挙区について改める「公職選挙改正案」が10月25日、内閣から提出された。同法律案は、倫理選挙特別委員会の審査を経て、11月10日の本会議で可決され、11月18日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、第1-2(8)衆議院一票の較差是正関係（36ページ）参照】

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、都道府県等と医療機関等の間で、医療の確保等に関する協定を締結する仕組みの法定化に加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生時に担うべき医療提供を義務付けるほか、新たな臨時接種類型や個人番号カードでワクチン接種対象者を確認する仕組み等の導入、検疫所長が居宅等での待機を指示した入国者に対し、待機状況の報告の求めに応じない場合の罰則を設ける等の措置を講ずる「感染症法等改正案」が10月7日、内閣から提出された。同法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、11月8日の本会議で修正議決され、12月2日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、第1-2(6)医療・薬事関係（30ページ）参照】

マネー・ローンダリング、テロ資金供与等に関する政府間の枠組みであるFATF（金融活動作業部会）から、我が国が優先的に取り組むべき事項が示されたことを踏まえ、国際的協調の下に防止及び抑止が図られるべき不正な資金等の移動等を効果的に防止し、抑止するため、大量破壊兵器関連計画等関係者を財産の凍結等の対象として追加するとともに、電子決済手段に関する取引を資本取引規制の対象とするほか、暗号資産交換業者に暗号資産の移転に係る通知義務を課す等の措置を講ずる「国際テロリスト財産凍結特措法等改正案（FATF勧告対応法案）」が10月26日、内閣から提出された。同法律案は、内閣委員会の審査を経て、11月15日の本会議で可決され、12月2日の参議院本会議で可決、成立した。

無戸籍者の問題を解消し、児童虐待を防止するなどの観点から、嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びそれに伴う女性の再婚禁止期間の廃止等の措置を講じるとともに、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講ずる「民法等改正案」が10月14日、内閣から提出された。同法律案は、法務委員会の審査を経て、11月17日の本会議で可決され、12月10日の参議院本会議で可決、成立した。

旧統一教会問題等のいわゆる靈感商法や契約に当たる寄附について、取消権の対象範囲の拡大や取消権の行使期間の伸長等の措置を講じるとともに、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講じる「消費者契約法等改正案」及び法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権（婚姻費用、養育費等）を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講ずる「法人等寄附不当勧誘防止法案」が、それぞれ11月18日、12月1日に提出された。両法律案は、消費者問題特別委員会の審査を経て、12月8日の本会議において、「消費者契約法等改正案」は可決され、「法人等寄附不当勧誘防止法案」は、修正議決され、12月10日の参議院本会議で、可決、成立した。【詳細は、第1-2(9)旧統一教会関係（40ページ）参照】

継続審査となった主な議案としては、新型インフルエンザ等感染症等の症状のある宿泊者等に対する感染防止対策の協力の求めに正当な理由なく応じない場合に、宿泊を拒むことができること等

を内容とする「旅館業法等改正案」などがある。

決議案としては、令和4年に入ってから弾道ミサイルを高い頻度で発射し、およそ5年ぶりに我が国上空を通過する弾道ミサイルを発射した北朝鮮に厳重に抗議するとともに、挑発行動を中止し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求める「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案」が10月5日に提出され、同日の本会議において可決された。

### その他

令和4年10月25日の本会議において、野田佳彦君による故議員安倍晋三君に対する追悼演説が行われた。内閣総理大臣経験者に対する追悼演説は22年ぶりであった。

令和4年12月10日、議院運営委員会国葬儀の検証等に関する各派代表者協議会は、故安倍晋三元内閣総理大臣の国葬儀の検証等について報告を取りまとめ、議長に提出した。

### 会期末

会期終了日の12月10日、本会議において、請願採択及び閉会中審査の手続等が行われ、第210回国会は閉会した。

### 成立した主な議案

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が21件、議員提出法律案が6件であった。前記（主な議案の審議）以外の主なものとして、内閣提出法律案では、液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対して液化天然ガスの調達を要請することを可能とするとともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講ずる「ガス事業法等改正案」、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、地域における相談支援体制の拡充、就労選択支援の創設、週所定労働時間が特に短い特定の障害者を雇用した場合の雇用率算定における特例の創設、入院者訪問支援事業の創設等による精神障害者の権利擁護の推進、指定難病の患者及び小児慢性特定疾病児童等に係る医療費助成制度の改善等の措置を講ずる「障害者総合支援法等改正案」、民間の資金等を活用した公共施設等の整備等の促進を図るため、PFI事業の対象となる公共施設等の定義にスポーツ施設及び集会施設を追加し、実施方針で定めた公共施設等運営事業に係る施設の規模又は配置の変更を可能とするとともに、株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務に民間支援業務を追加し、同機構が保有する株式等の処分に係る期限を延長する「PFI法改正案」などである。

議員提出法律案では、令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることとなった者が自ら当該給付金を使用することができるようにするため、当該給付金の支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、当該給付金として支給を受けた金銭の差押えを禁止するほか、当該給付金を非課税とする等の措置を講ずる「価格高騰緊急支援給付金差押禁止法案」（内閣委員長提出）、離島振興施策の一層の充実を図り、離島振興法の有効期限を令和15年3月31日まで10年間延長する「離島振興法改正案」（国土交通委員長提出）、C型肝炎被害者救済給付金特措法に基づく給付金の支給の請求の状況に鑑み、給付金の請求期限を5年延長するとともに、C型肝炎ウイルスにより劇症肝炎に罹患して死亡した者に係る給付金の額を引き上げる等の措置を講じる「C型肝炎被害者救済給付金支給特措法改正案」（厚生労働委員長提出）などである。

### 第210回国会閉会后

令和4年12月18日、れいわ新選組の代表選挙が行われ、山本太郎参議院議員が代表に選出された。

同月22日、文部科学委員会において、文部科学行政の基本施策に関する件について、質疑が行わ

れた。

同日、環境委員会において、環境の基本施策に関する件について、質疑が行われた。

令和5年1月20日、情報監視審査会において、行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件（防衛省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況）について、政府参考人から説明を聴取し、質疑が行われた後、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告及びその結果とられた措置の報告要請を行うことが協議決定された。令和4年12月には、海上自衛隊の特定秘密等漏えい事案が明らかになっており、この決定を受け、同日、同審査会は、議長を経由して、浜田防衛大臣に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告」を出した。



## ニシキゴイ コラム「衆議院中庭池と錦鯉」



衆議院内2、3階の廊下から中庭池を見下ろすと、色鮮やかな錦鯉が優雅に泳ぐ姿を見ることができます。この錦鯉は、平成24年に全日本錦鯉振興会から計30匹の寄贈を受けたことをきっかけとして飼育を開始した錦鯉です。その後、10年の時を経て、令和4年、再び同振興会から寄贈を受けることになりました。飼育していた錦鯉は引き取られ、新たに30匹の錦鯉が寄贈されています。同年10月25日には、正副議長、議院運営委員長が出席し、放流式が執り行われ

ました。現在、中庭池を泳いでいる錦鯉は「2代目」ということになります。

では、錦鯉とはどんな魚なのでしょう？

錦鯉は新潟県において、約200年前にマゴイの突然変異により誕生したとされています。現在では80種以上の品種が存在し、中庭池では「御三家」と呼ばれる代表的な品種の「紅白」、「大正三色」、「昭和三色」を中心に計11品種が飼育されています。その見た目の美しさから「泳ぐ宝石」「泳ぐ芸術品」と呼ばれ、ボスが存在せず、争いのない生態から「平和の象徴」とも言われています。また、日本観賞魚振興事業協同組合から「国魚」として認定されています。近年は海外で特に人気があり、品評会で優勝した錦鯉ともなると、数千万円で取引され、平成30年のオークションでは約2億円で落札されたこともあります。



写真は中庭池で飼育中の錦鯉  
(左) 紅白 (中) 大正三色  
(右) 昭和三色

錦鯉は国内外でその価値が認められ、愛されているのです。



中庭池噴水口の獅子の彫刻

中庭池にお越しになられた際には、錦鯉だけでなく中庭池噴水口の獅子の彫刻にも注目してください。よく見るとその表情がそれぞれ異なっています。これは、一説によると「民意はひとりひとり違う」という民主主義を表していると言われています。

お時間がある際には、「国魚」錦鯉が泳ぐ中庭池に足を運んで、是非近くでご覧になってはいかがでしょうか？

(参考：政府広報オンライン英語版HP、新潟県HP、全日本錦鯉振興会HP、  
「月刊錦鯉 2022年12月号」(錦彩出版)、  
「世界初「錦鯉サミット」11月に新潟で開催 盛況な国際市場で存在感示す」  
(産経新聞 2022年10月24日付))

## (2) 議長談話

### ア 安倍元総理に対する襲撃

令和4年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が遊説中に銃撃されたことを受け、細田衆議院議長は談話を発出した。

#### 細田衆議院議長談話

令和4年7月8日

安倍晋三元総理が襲撃を受けたとの突然の報に接し、誠に痛惜の念に堪えません。

安倍元総理は本日、奈良県での演説中に銃撃されたとのこと。これは議会制民主主義に対する攻撃であり、断じて許されるものではありません。このような卑劣な行為に強い怒りと非難を表明いたします。

我々国会議員は、国権の最高機関の一員として、これからも民主主義を守り抜き、国民の信託に応えるべくあらゆる努力を尽していくことを誓います。

ここに、安倍元総理の御無事と一刻も早い御回復を心よりお祈り申し上げます。

## イ 安倍元総理の逝去について

令和4年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が遊説中に銃撃され死亡したことを受け、細田衆議院議長は談話を発出した。

### 細田衆議院議長談話（安倍元総理の逝去について）

令和4年7月8日

安倍晋三元総理の突然の訃報に接し、誠に哀悼痛惜の念に堪えません。

安倍元総理に対する銃撃の初報に接した際、御無事と一刻も早い御回復をお祈りしていた私にとって、この突然の訃報は、痛恨の極みとしか言いようがありません。このような自由な言論を封殺しようとする卑劣な行為に強い怒りと非難を再度表明いたします。

安倍元総理は、いずれも歴代最長となる連続在任日数2822日、通算在職日数3188日にわたり、内閣総理大臣の重責を担われ、力強いリーダーシップを発揮され、我が国が抱える幾多の困難な課題に果敢に挑戦され、多大な成果を挙げられました。

安倍元総理は、経済、教育、外交等幅広い分野に精通され、この国の理想を目指して献身的に尽力された政治姿勢は、与野党問わず多くの議員から称賛された政治家でした。また、そのお人柄は多くの人々に親しまれ、政界の重鎮として、後進を指導、育成してこられた御功績は我が国の議会制民主主義にとって誠に大きいと存じます。

ここに、安倍元総理のこれまでの国家への御貢献に深く敬意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

### (3) 税制関係

#### ア 国会で議論されるに至った経緯

##### (ア) 令和4年度税制改正の焦点

国税に係る令和4年度税制改正に当たっては、与党の「令和3年度税制改正大綱」（令和2年12月10日 自由民主党、公明党）（以下「令和3年度与党大綱」という。）において見直しの方角性が示された住宅ローン控除制度や、岸田内閣総理大臣から示された賃上げを行う企業への税制支援策などが焦点となった。

##### (イ) 令和3年度与党大綱における見直し項目

会計検査院の平成30年度決算検査報告において、住宅ローン控除の控除率（1%）を下回る借入金利で住宅ローンを借りているケースが多く、その場合、住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回っている等の指摘がなされたことを踏まえ、令和3年度与党大綱においては、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率の在り方を令和4年度税制改正において見直すこととされた。

##### (ウ) 岸田内閣の発足と基本方針

令和3年10月4日、菅内閣が総辞職し、同日、国会において内閣総理大臣の指名が行われ、岸田内閣が発足した。同月8日の本会議における岸田内閣総理大臣の所信表明演説では、新しい資本主義の実現と、その実現に向けた車の両輪となる成長戦略と分配戦略についての基本方針が表明された。成長戦略では、科学技術立国の実現のため、民間企業が行う未来への投資を応援する税制の実現や、イノベーションの担い手であるスタートアップの徹底支援などが示され、また、分配戦略では、働く人への分配機能の強化のため、労働分配率向上に向けて賃上げを行う企業への税制支援の抜本強化が示された。

同月14日の衆議院の解散に伴い、同月31日、第49回衆議院議員総選挙の投開票が行われ、11月10日、第2次岸田内閣が発足した。同日の岸田内閣総理大臣の記者会見においては、翌週中に数十兆円規模の経済対策を取りまとめ、早期に補正予算を成立させる旨の発言があった。

これを受け、同月19日、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定された。同対策においては、賃上げを行う企業への税制支援やオープンイノベーション促進税制等について、令和4年度税制改正で検討し結論を得る旨が示された。

##### (エ) 法律案提出に至る経緯

こうした状況を背景に、与党内で議論が行われた結果、令和3年12月10日、「令和4年度税制改正大綱」（自由民主党、公明党）（以下「令和4年度与党大綱」という。）が決定された。

この中では、成長と分配の好循環の実現に向け、積極的な賃上げ等を促すための措置、オープンイノベーション促進税制の拡充のほか、住宅ローン控除の見直し等に関する税制改正の具体的内容が示された。

令和4年度与党大綱に示された内容のうち、令和4年度税制改正において措置するものにつ

いては、令和3年12月24日、「令和4年度税制改正の大綱」として閣議決定された。

このような経過を経て、令和4年1月25日、**所得税法等の一部を改正する法律案**（以下「**所得税法等改正案**」という。）は国会に提出された。

## イ 関連議案の概要

### 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から、賃上げに係る税制措置及びオープンイノベーション促進税制の拡充、住宅ローン控除制度の見直し等を行うもの

## ウ 審議経過

**所得税法等改正案**は、令和4年1月25日に提出され、2月1日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、同月4日、鈴木財務大臣から趣旨説明を聴取し、同月9日から質疑に入り、同月21日には、岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑が行われ、同日、質疑を終局した。

質疑終局後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対して附帯決議が付された。

翌22日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、3月22日の本会議で可決され、成立した。

## エ 主な質疑事項

- ①賃上げに係る税制の見直しの目的及び減収見込額
- ②賃上げに係る税制におけるマルチステークホルダー経営宣言の意義及び政府が期待する効果
- ③地方税や社会保険料の事業主負担の見直し等の賃上げの実現に向けた総合的な施策を実施する必要性
- ④オープンイノベーション促進税制の見直しを行う背景及び取得株式の保有期間短縮が長期的な視点からのイノベーション促進という目的と整合しない可能性
- ⑤住宅ローン控除制度の見直しにより控除率0.7%、控除期間13年とした理由
- ⑥住宅ローン控除制度の適用を受けられるのは住宅を取得できる比較的所得の高い人が多く、同制度により高額所得者への所得移転が起きており公平性が保たれないとの懸念に対する財務大臣の見解
- ⑦住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を含む贈与税の非課税措置が格差を固定化する又は中高所得者層に対する優遇になるとの指摘に対する政府の見解
- ⑧金融所得課税の見直しが令和4年度税制改正に盛り込まれなかった経緯

## (4) 子供・子育て関係

### ア 国会で議論されるに至った経緯

#### (ア) 菅内閣における動き

子供に関する施策は多岐にわたっており、担当する省庁も複数にまたがっている。例えば、児童虐待については、厚生労働省、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省等、多数の省庁が関係している。

このような状況の下、令和3年4月5日、菅内閣総理大臣（当時）は、子供たちのために何が必要であるかという視点に立って、縦割りを打破し、組織の在り方を抜本から考えていくことも必要であるとの認識を示した。

6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下「骨太の方針2021」という。）においては、「困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設する」ことが盛り込まれた。

9月には、骨太の方針2021に基づき、子供を産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子供の命や安全を守る施策を強化し、子供の視点に立って、子供を巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性について検討を行うため、「こども政策の推進に係る有識者会議」（以下「有識者会議」という。）が設置された。

#### (イ) 岸田内閣における動き

##### a 岸田内閣の発足

令和3年10月4日に発足した岸田内閣では、新たなこども政策の在り方について、「令和3年末までに基本方針を決定し、可能であれば令和4年の通常国会に法案を提出するというスケジュール」を念頭に、検討を進めることとされた。また、同月31日の衆議院議員総選挙後においても、「こども庁の創設などの少子高齢化対策に取り組む」こととされた。

##### b こども政策の推進に係る有識者会議報告書

11月29日、有識者会議における検討を踏まえ、「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」が岸田内閣総理大臣に手交された。同報告書では、今後のこども政策の基本理念等が示されるとともに、こどもに関する全ての政策の基盤となる「こども基本法（仮称）」の制定等について検討する必要があると指摘された。

##### c こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

有識者会議の報告書等を踏まえ、12月21日、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定された。基本方針では、「こども家庭庁」を、内閣総理大臣の直属の機関として内閣府の外局に設置し、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣を必置とすることとされた。こども家庭庁には、「法律の目的が、主として、こどもの権利利益の擁護、福祉の増進、保健の向上、その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭の子育てに対する支援を行うもの」を移管することとされた。また、「国民全体の教育の振興、雇用の確保や環境整備、福祉の増進、

保健の向上等を目的とするものについては、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、こどもの視点から総合調整を行う」こととされた。こども家庭庁は、「令和5年度のできる限り早い時期に創設することとし、次期通常国会に必要な法律案を提出すること」とされた。

## (ウ) 法律案の提出

以上の経緯を踏まえ、令和4年2月25日、政府は、こども家庭庁設置法案（内閣提出）及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）（以下「内閣提出2法律案」という。）を国会に提出した。

また、4月4日、自民及び公明は、このような組織法と相まって、従来、諸法律に基づいて国の関係省庁、地方公共団体において進められてきたこどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法が必要であるとして、こども基本法案（加藤勝信君外10名提出）（以下「自公提出法律案」という。）を提出した。

他方、内閣提出2法律案及び自公提出法律案の対案として、3月1日、立民は、子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外11名提出）（以下「立民提出法律案」という。）を、また、4月11日、維新は、子ども育成基本法案（三木圭恵君外2名提出）（以下「維新提出法律案」という。）を提出した。

## イ 関連議案の概要

### (ア) こども家庭庁設置法案（内閣提出）

こども政策を我が国社会のまんなかに据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため、強い司令塔機能を有し、こどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進するこども家庭庁を設置しようとするもの

### (イ) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行うもの

### (ウ) こども基本法案（加藤勝信君外10名提出）

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進するもの

(エ) 子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外11名提出）

児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子ども施策基本計画等の策定、子ども施策の基本となる事項、子どもの権利擁護委員会等及び子ども省の設置についての法制上の措置等に関する事項について定めることにより、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するもの

(オ) 子ども育成基本法案（三木圭恵君外2名提出）

子どもの育成に関する施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務等を明らかにするとともに、子どもの育成に関する施策の基本となる事項及び教育子ども福祉省の設置に関する基本方針を定めること等により、子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの

## ウ 審議経過

内閣提出2法律案は令和4年2月25日に、立民提出法律案は3月1日に、自公提出法律案は4月4日に、維新提出法律案は同月11日に、それぞれ提出された。各法律案は、同月19日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、翌20日、各法律案について趣旨説明を聴取し、同月22日から質疑に入り、同月28日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、5月10日に厚生労働委員会との連合審査会を開会した。同月13日には、内閣提出2法律案のうちこども家庭庁設置法案に対し、立民から修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、各法律案及び修正案について質疑を行った。同日、岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、質疑を終局した。

次いで、立民提出法律案について内閣の意見を聴取した後、各法律案及び修正案について討論、採決を行った結果、立民提出法律案及び維新提出法律案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと議決された。

内閣提出2法律案については、立民の提案による修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

自公提出法律案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

なお、内閣提出2法律案及び自公提出法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

同月17日の本会議において、内閣提出2法律案及び自公提出法律案は可決され、参議院に送付された。また、立民提出法律案及び維新提出法律案は否決された。

参議院においては、6月15日の本会議で内閣提出2法律案及び自公提出法律案は可決され、成立した。

## エ 主な質疑事項

- ① こども家庭庁が設置される意義
- ② こども家庭庁の設置による地方の行政事務や教育現場への影響
- ③ 新組織の名称に「家庭」を入れた理由
- ④ こども家庭庁設置法案における「こども」の定義
- ⑤ 文部科学省が所掌する幼児教育及び学校教育に関する施策についても、こども家庭庁に移管す



る必要性

- ⑥いじめ対策に関する所管を一元化する必要性
- ⑦子ども家庭庁における子どもや若者からの意見聴取の具体的な方向性
- ⑧文部科学省、地方公共団体及び民間団体との連携の観点からの子ども家庭庁の組織及び人事の在り方
- ⑨子ども政策を担当する内閣府特命担当大臣による勧告権の実効性
- ⑩子供に関する施策の予算及び安定財源確保の在り方
- ⑪自公提出法律案の意義及び基本理念
- ⑫子供の権利を擁護するための第三者機関を設置する必要性
- ⑬立民提出法律案において子どもの権利擁護委員会（子どもコミッショナー）を設置することとした意義
- ⑭維新提出法律案における教育と福祉の一体化についての考え方
- ⑮これまでの少子化対策に対する政府の評価

## (5) 経済安全保障関係

### ア 国会で議論されるに至った経緯

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療物資等が一時的に供給困難となったこと、半導体等の重要物資の供給が特定の国・地域に依存していることなど、サプライチェーンの脆弱性が明らかとなった。また、令和3年5月には米国最大手の石油パイプライン事業者がランサムウェアによるサイバー攻撃を受けて操業を停止するなど、世界的に基幹インフラに対するサイバー攻撃等の懸念が高まっている。さらに、科学技術・イノベーションは、米中対立等の国家間の覇権争いの中核となっている。このような状況の下、主要国は、産業基盤強化の支援、先端技術の研究開発、機微技術の流出防止、輸出管理強化等の経済安全保障に関する施策を推進している。

同年10月、岸田内閣総理大臣は、就任後初の所信表明演説において、新たに設けた経済安全保障担当大臣の下、戦略物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律的な経済構造を実現するとともに、強靱なサプライチェーンを構築し、我が国の経済安全保障を推進するための法案を策定すると表明した。同年11月、関係閣僚から構成される経済安全保障推進会議が開催され、経済安全保障上の主要課題のうち、法制上の手当てを講ずることによりまず取り組むべき分野として、①重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化、②基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保、③官民連携による先端的な重要技術の育成・支援の枠組み、④特許非公開化による機微な発明の流出防止の4分野が示された。また、岸田内閣総理大臣から、有識者会議を設置し、法案について専門的な見地から検討を進めるよう指示がなされた。同月から「経済安全保障法制に関する有識者会議」が開催され、令和4年2月に「経済安全保障法制に関する提言」が取りまとめられた。同提言では、新たな法制度の在り方についての基本的な考え方等が示された。

こうした経緯を経て、政府において検討が進められた結果、同月25日、**経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出）**（以下「**内閣提出法律案**」という。）が閣議決定され、同日、国会に提出された。

この内閣提出法律案に対して、3月14日、維新は、**経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外2名提出）**（以下「**維新提出法律案**」という。）を提出した。

### イ 関連議案の概要

#### （ア）経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出）

安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設するもの

## (イ) 経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外2名提出）

経済安全保障に関する諸施策について、その基本原則及び配慮事項を定めるとともに、国の責務等を明らかにし、その推進のため必要な事項を定めることにより、経済安全保障に関する諸施策を実効的かつ総合的に推進するもの

### ウ 審議経過

内閣提出法律案は、令和4年2月25日に、維新提出法律案は、3月14日に、それぞれ提出された。両法律案は、同月17日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、翌18日、両法律案について趣旨説明を聴取し、同月23日から両法律案を一括して議題とし、質疑に入り、同月29日に経済産業委員会との連合審査会を開会し、同月31日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。4月6日、内閣提出法律案に対し、立民提案による修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、両法律案及び修正案を一括して議題とし、質疑を行った。同日、岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、質疑を終局した。

質疑終局後、両法律案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決した結果、維新提出法律案は、賛成少数をもって否決すべきものと議決された。内閣提出法律案については、立民提案による修正案は賛成少数をもって否決され、同法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、内閣提出法律案に対して、附帯決議が付された。

同月7日の本会議において、内閣提出法律案は可決され、参議院に送付された。また、維新提出法律案は否決された。

参議院においては、5月11日の本会議で内閣提出法律案は可決され、成立した。

### エ 主な質疑事項

- ①経済安全保障の定義を具体的に示す必要性
- ②経済安全保障の確保と自由な経済活動との関係
- ③特定重要物資として指定されることが想定される物資の具体的内容
- ④サプライチェーン調査について事業者に対する罰則付きの義務ではなく努力義務とした理由
- ⑤規制の対象となる基幹インフラの範囲
- ⑥特定社会基盤事業者が設備の導入後に設備の入替えを勧告される可能性
- ⑦特定重要技術の選定方法及び研究開発プロジェクトの仕組み
- ⑧令和5年度の創設を目指す特定重要技術調査研究機関（シンクタンク）の具体的内容
- ⑨非公開の対象となる特許出願及び保全指定までの流れ
- ⑩特許出願の非公開制度の損失補償の範囲

## (6) 医療・薬事関係

### 〔第208回国会〕

#### ア 国会で議論されるに至った経緯

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、感染症のまん延等による健康被害拡大の防止が課題となった。特に、急速な感染症のまん延等の緊急時において、治療薬、ワクチン等を迅速に国民に届けることが求められた。

また、コロナ禍以前よりデータヘルス改革の一環として導入が検討されてきた電子処方箋の仕組みについても、感染症まん延時における非接触型の医療提供に役立つため、その導入の必要性が一層高まった。

令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、治療薬やワクチンの安全性や有効性を適切に評価しつつ、より早期の実用化を可能とするための仕組み等について法的措置を速やかに検討するなどされ、電子処方箋を含む医療情報活用等についてもデータヘルス改革に関する工程表に則り、改革を着実に推進することとされた。さらに、同日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においても緊急時における迅速な薬事承認制度の検討や電子処方箋の仕組みについて安全かつ正確な運用に向けた環境整備を行うこととされた。

こうした中、政府は、令和4年3月1日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）（以下「内閣提出法律案」という。）を国会に提出した。

他方、立民は、同年2月7日、新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株の感染急拡大に伴い対応する医療機関等の負担軽減・強化が必要であり、医療機関への財政支援により、感染状況に対応した取組を迅速かつ着実に推進できるよう、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（中島克仁君外16名提出）を、同年3月29日、事前に「コロナかかりつけ医」を登録して高齢者等の感染時に確実な医療提供を確保するための新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案（中島克仁君外16名提出）及び新型コロナウイルスの有用な治療薬を迅速に開発・生産・確保するための新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（中島克仁君外16名提出）（以下「立民提出3法律案」という。）を提出した。

#### イ 関連議案の概要

##### （ア）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

緊急時に新たな医薬品等を速やかに薬事承認する仕組みを整備するとともに、処方情報及び調剤情報の即時的な一元管理を可能とする電子処方箋の仕組みを整備するもの

##### （イ）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（中島克仁君外16名提出）

病床等の確保に関する都道府県等と医療機関との協定の締結及び協定を締結した医療機関への協力金の支給並びに自宅療養者等への健康観察等について定めるとともに、医療機関の管

理者に対する設備、人員等の配置の変更等の要請又は指示及びこれに応じた場合の協力金の支給、他の都道府県知事に対する患者受入れ等の要請並びに医薬品等の物資の確保の措置等について定めるもの

#### (ウ) 新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等の実施体制の確保に関する法律案（中島克仁君外16名提出）

重症化リスクの高い者等が自らの新型コロナウイルス感染症に係る健康管理等を一貫して担う医師を登録できる「新型コロナウイルス感染症登録かかりつけ医制度」を導入するための必要な措置等について定めるもの

#### (エ) 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（中島克仁君外16名提出）

新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関し、特別の措置その他必要な事項を定めるもの

## ウ 審議経過

内閣提出法律案は、令和4年3月1日に提出された。また、**立民提出3法律案のうち感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案**は同年2月7日に、他の2法律案は同年3月29日に、それぞれ提出された。各法律案は、同月31日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、翌4月1日、各法律案について趣旨の説明を聴取し、同月6日から質疑に入り、同月12日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月15日には岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行った。同日、各法律案について質疑を終局し、討論、採決を行った結果、**立民提出3法律案**はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと議決され、**内閣提出法律案**は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、**内閣提出法律案**に対し、附帯決議が付された。

同月19日の本会議において、**立民提出3法律案**はいずれも否決され、**内閣提出法律案**は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月13日の本会議で**内閣提出法律案**は可決され、成立した。

## エ 主な質疑事項

- ①緊急時の薬事承認制度において求められる安全性・有効性の基準等の考え方
- ②緊急時において医薬品の使用を可能にする仕組みについて、米国のように一時的な使用許可とするか、期限付の薬事承認とするかの違い
- ③電子処方箋の導入を促進するための医療機関等に対する支援策の必要性
- ④新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に必要な医療を迅速・適切に提供する体制の在り方
- ⑤国産ワクチンや治療薬の開発に対する支援等の必要性
- ⑥予防接種制度における新型コロナワクチン接種の副反応に対する健康被害救済の実施状況

## 〔第210回国会〕

## ア 国会で議論されるに至った経緯

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、同月を目途に、感染症対策に関する中長期的観点から必要な対応を取りまとめることとされた。新型コロナウイルス感染症対策本部は、同月17日に「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」を決定し、本決定に係る具体的対応として、同年9月2日に「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」を決定した。この具体策においては、次の感染症危機に備えた感染症法等の改正として、①感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等、②機動的なワクチン接種に関する体制の整備等、③水際対策の実効性の確保が盛り込まれ、速やかに必要となる法律案の提出を図ることとされた。

これを受けて、政府は、令和4年10月7日、**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）**（以下「**感染症法等改正案**」という。）を国会に提出した。

他方、立憲及び維新は、同月21日、新型コロナウイルス感染症の後遺症、予防接種の副反応等の徹底した情報公開及び対策強化、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの検討等を求めるための**国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外8名提出）**及び新型コロナウイルスの有用な治療薬を迅速に開発・生産・確保するための**新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外8名提出）**（以下「**立憲・維新提出2法律案**」という。）を提出した。

## イ 関連議案の概要

**（ア）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）**

国、都道府県及び関係機関の連携協力による入院医療、外来医療、医療人材及び感染症対策物資の確保の強化、保健所等における検査等のための必要な体制の整備、情報基盤の整備、機動的な予防接種の実施、検疫の実効性の確保等の措置を講ずるもの

**（イ）国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案（早稲田ゆき君外8名提出）**

新型コロナウイルス感染症の後遺症並びに当該感染症に係る予防接種の有効性及び安全性に関する情報の公表等、医療提供体制の構築のための措置、新型コロナウイルス感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方の検討等について定めるもの

### (ウ) 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案（早稲田ゆき君外 8 名提出）

新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関し、特別の措置その他必要な事項を定めるもの

## ウ 審議経過

感染症法等改正案は、令和 4 年 10 月 7 日に提出され、立憲・維新提出 2 法律案は、同月 21 日に、それぞれ提出された。各法律案は、同月 25 日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、翌 26 日、各法律案について趣旨の説明を聴取し、同月 28 日から質疑に入り、11 月 1 日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月 4 日には岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行った。同日、感染症法等改正案について質疑を終局した。質疑終局後、感染症法等改正案に対し、自民、立憲、維新及び公明の 4 会派共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、感染症法等改正案は修正議決すべきものと議決された。なお、感染症法等改正案に対し、附帯決議が付された。

同月 8 日の本会議において、感染症法等改正案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、12 月 2 日の本会議で可決され、成立した。

### (修正の内容)

政府は、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方、新型コロナウイルス感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方並びに予防接種の有効性及び安全性に関する情報の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加すること。

なお、国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案は、12 月 10 日の国会会期終了をもって、審査未了となり、新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案は、継続審査に付された。

## エ 主な質疑事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを変更する必要性
- ② 流行初期医療確保措置の財源の在り方
- ③ かかりつけ医の制度化の必要性
- ④ 地方衛生研究所の組織の法的位置付け及び人員拡充の必要性
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に必要な医療を迅速・適切に提供する体制の在り方
- ⑥ 国内におけるワクチンや治療薬の開発に対する支援等の必要性
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する政府の取組

## (7) ウクライナ情勢関係

### ア 国会で議論されるに至った経緯

#### (ア) ロシアによるウクライナ侵略

2021（令和3）年9月、ウクライナと接するロシア領及びベラルーシ領において行われた軍事演習の終了後もロシア軍部隊が国境付近にとどまり、その後も増強の動きが見られた。緊張が高まる中、国際社会による緊張緩和に向けた様々な外交努力が重ねられてきた。しかしながら、2022（令和4）年2月21日、プーチン露大統領は、ウクライナの東部で一方的に独立を宣言していた「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」を承認し、両「共和国」との「友好協力相互支援協定」に署名した。翌22日、プーチン大統領は、両「共和国」からの支援要請があったとして、連邦院（上院）に対して軍の国外派遣への承認を求め、連邦院は同日これを承認した。翌23日、ウクライナをめぐる情勢の緊迫の度が一層の高まりを見せる中、ウクライナ全土に非常事態宣言が発令された。

翌24日、ロシアはウクライナに対する全面的な侵略を開始した。

#### (イ) 国際社会（特にG7）の動きと我が国政府の対応

G7は、ロシアが両「共和国」の独立を承認した翌日である2月22日に、電話による外相会合を開催し、G7が緊密に連携して対応することで一致した。同月24日、ロシアによるウクライナへの侵略の開始を受け、G7首脳テレビ会議が議長国ドイツの呼び掛けにより開催された。会議後に発出したG7首脳声明では、ロシアによる軍事的侵略を非難し、ウクライナの主権及び領土の一体性へのコミットメントを再確認した。さらに、G7が一体となって経済・金融制裁を実施することなどが表明された。会議において岸田総理は、ロシアによる軍事行動について、ウクライナの主権及び領土一体性の侵害であり、力による一方的な現状変更を認めないとの国際秩序の根幹を揺るがすものであると述べ、ロシアを強く非難した。

また、3月24日には、ベルギーのブリュッセルにおいてG7首脳会合が開催された。会合後に発出したG7首脳声明では、プーチン大統領等の責任を迫るために、世界中の同盟国及びパートナーと共に取り組んでいくことや、必要に応じて追加的な措置をとる用意があり、そうする際には引き続き結束して行動することなどが表明された。会合において岸田総理は、G7と緊密に連携してロシアへの外交的・経済的圧力を一層強める旨述べ、具体的方策として、「最恵国待遇」の撤回や、デジタル資産を用いたロシアの制裁回避に対応するための法令整備を迅速に進めることなどを表明した。

以上のような経緯を踏まえ、政府は、4月5日に関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案を閣議決定し、同日、国会に提出した。

#### (ウ) 衆議院の対応

ウクライナ情勢が緊迫化する中、2月8日の衆議院本会議において、「ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案」が可決された。さらに、侵略開始後の3月1日の本会議では、「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案」が可決された。同月16日には、ドイツの



呼び掛けにより、オンライン形式で開催されたG7下院議長会議臨時会合において、細田衆議院議長が、力による一方的な現状変更は、国際社会の秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて容認できない旨強調するとともに、我が国も国際社会と一致結束して協力していく旨発言した。また、同月23日にはウクライナのゼレンスキー大統領による国会演説がオンライン形式により実施された。

## イ 関連決議

第208回国会には、ウクライナ情勢に関連して以下の決議案が提出され、可決された。

決議案	提出	可決
ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案（森英介君外6名提出）	2. 7	2. 8
ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案（山口俊一君外12名提出）	3. 1	3. 1

「ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案」は、ウクライナ国境付近の情勢が国外勢力の動向によって不安定化し、緊迫した状況が継続していることを本院が深く憂慮し、自国と地域の安定を望むウクライナ国民と常に共にあることを表明している。そして、力による現状変更は断じて容認できないとし、そのため、関係する国々に対し、外交努力を通じ、地域の安定が早期に回復するよう求めている。政府に対しては、本院の意を体し、国際社会とも連携し、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの緊張状態の緩和と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く要請している。

これについて、林外務大臣から、「政府としては、ウクライナの主権及び領土の一体性を一貫して支持しており、関係国に対し、緊張の緩和と対話を通じた解決を求めている。決議の趣旨も踏まえ、政府として、引き続き、G7を始めとする国際社会と連携しつつ、適切に対応していく」旨の政府の所見が述べられた。

「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案」は、ロシアの行動を、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であるとし、力による一方的な現状変更を断じて認めない姿勢を明らかにしている。また、この事態を、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態であるとしている。そして、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難するとともに、ロシアに対し、即時の攻撃停止と、部隊のロシア国内への撤収を強く求めている。

また、本院がウクライナ及びウクライナ国民と共にあることを改めて表明している。

政府に対しては、本院の意を体し、ウクライナ在住の邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会とも連携し、制裁を含め、事態に迅速かつ厳格な対応を行い、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの平和を取り戻すことを強く要請している。

これについて、林外務大臣から、「力による一方的な現状変更は断じて認められず、日本政府は、ロシアを最も強い言葉で非難し、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。今こそ、国際秩序の根幹を守り抜くため、結束して毅然と行動する必要があり、我が国として、このことを示すべく、断固として行動していく。決議の趣旨も踏まえ、政

府として、引き続き、可能な限りの在留邦人の安全確保に努めるとともに、G7を始めとする国際社会と連携しつつ、強い制裁措置の速やかな実施を含め、適切に対応する」旨の政府の所見が述べられた。【両決議の全文は、第2－3決議（81ページ）参照】

なお、参議院本会議においても、「ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議案」（2.9可決）及び「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案」（3.2可決）が可決されている。

## ウ ゼレンスキー・ウクライナ大統領の国会演説

令和4年3月23日、ゼレンスキー・ウクライナ大統領による国会演説（オンライン）が衆議院第一議員会館国際会議室及び多目的ホールにおいて行われた。この演説には衆参両院の議長・副議長、内閣総理大臣を始め衆参両院の多くの国会議員が出席した。

演説に先立ち、細田衆議院議長が挨拶を行った。細田衆議院議長は、ロシアの侵略により犠牲となられたウクライナ国民に対し、心から哀悼の意を表するとともに、被害にあわれた方々及び祖国を追われ避難を余儀なくされている方々へのお見舞いを述べた。また、我が国の議会は、ウクライナ及びウクライナ国民と共にあり、ウクライナの平和を取り戻すために、今後とも国際社会と一致結束して協力していく決意を述べた。さらに、ロシアの攻撃を受けて生命の危険のある中、キーウ（キエフ）に<sup>とど</sup>まり、国際社会に対して支援を訴えるとともに、国民を鼓舞し続けているゼレンスキー大統領の勇敢な姿勢に改めて敬意を表した。

続いて、ゼレンスキー大統領が演説を行った。

大統領は、日本が即座に支援のために駆けつけてくれたことに感謝の意を表明し、両国の間に何らの距離もないと述べ、戦争を終結させるため、欧州における平和のために日本が即座に活動をはじめたことは大変重要であるとした。

ロシア軍の攻撃による被害に関しては、チョルノービリ（チェルノブイリ）原子力発電所をロシア軍が制圧したことによる放射性物質拡散の危険性、稼働中の原子力発電所や化学工場が直面している脅威、サリンといった化学兵器が使用される可能性、核兵器が使用された場合の脅威について述べた。人的被害に関しては、子どもを含め、数千人が犠牲となったこと、およそ900万人のウクライナ人が住み<sup>な</sup>馴れた場所から退避せざるを得なくなったことを述べた。

国際社会に対しては、ウクライナとその友好国の反戦の連帯こそが、世界の安全を守るために必要であるとした。また国連を含む国際機関が機能しなかったことを指摘し、改革の必要性を訴えた。

ロシアによる侵攻が世界市場の混乱を引き起こし、食糧危機等がかつてないほどの状況にあるが、侵略者、また侵略する可能性のある者に対し、戦争を始めれば大きな罰を受けることを知らしめ、抑止することが何よりも重要であり、そのため、責任ある国家がまとまり、平和を維持することは論理的で正しいことであると述べた。

日本に関しては、ウクライナを真に支援するため、日本が信念に基づいた立場をとっていることに感謝の意を表明した。日本が、アジアで最初に、ロシアに制裁を課すことに踏み切ったことに言及し、制裁の継続を求めた。また、ロシアの侵略を止めるよう、アジアの友好国と一丸となって情勢の安定化に取り組むことを求め、資金がロシア軍に流れないように、ロシアとの貿易禁止、ロシア市場から企業引上げの必要性を述べた。

また、ロシア軍に対抗しているウクライナの防衛軍、兵士を助ける必要性と破壊された都市や荒廃した領土に再び人々が戻れるよう、今から、ウクライナの復興について考え始める必要性について述べた。

安全保障体制に関しては、既存のものでは戦争を防ぐことができず、いかなる侵略に対しても予防的かつ強力に対抗する、新しい安全保障体制の構築の必要性を訴えた。また、その発展のために日本のリーダーシップが不可欠であると述べた。

また、大統領は、日本の歴史と文化に共感を示すとともに、ウクライナ人と日本人は似通った価値観を有しており、両者の間には距離が存在しないと述べた。両国の協力とロシアへの更なる圧力によって平和が達成できること、そしてウクライナの国土を復興し、国際機関を改革できるであろうと述べた。

最後に、大統領は「ウクライナに栄光あれ！日本に栄光あれ！」と述べ、演説を終えた。

演説の後には、山東参議院議長が挨拶を行った。山東参議院議長は、ウクライナの罪のない人々が苦しみ、子ども達<sup>たち</sup>をも標的にされる蛮行を目にし、激しい憤りを感じることを、ゼレンスキー大統領やウクライナの人々が、命をかえりみず祖国のために戦っている勇氣に感動していることを述べた。さらに、我が国はウクライナと常に心は一つにあること、一日も早くウクライナの平和と安定が取り戻されるよう、日本の国会議員も全力を尽くしていく旨を述べた。

## エ 関連議案の概要及び審議経過

### (ア) 関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

国際関係の緊急時において、関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益を与えることが適当でないときに適用する関税率等を定めるもの（最恵国待遇の撤回）

### (イ) 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出）

支払規制及び資本取引規制をより一層効果的なものとするため、暗号資産に関する取引を資本取引規制の対象とするとともに、暗号資産交換業者に資産凍結措置に係る確認義務を課す等の措置を講ずるもの

両法律案は、令和4年4月5日に提出され、同月12日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託され、同委員会において鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取した。翌13日、同委員会において質疑を行った後、質疑を終局した。次いで、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと議決された。

翌14日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、同月20日の本会議で可決され、成立した。

## (8) 衆議院一票の較差是正関係

### ア 国会で議論されるに至った経緯

#### (ア) 一票の較差に係る最高裁大法廷判決と一人別枠方式の廃止

第45回衆議院議員総選挙（平成21年8月30日執行）の小選挙区選挙に係る一票の較差訴訟において、最高裁大法廷は平成23年3月23日、一人別枠方式とこれによる選挙区割りは違憲状態（合理的期間未経過）とする判決を行った。これを受けた各党間の協議の結果、平成24年11月16日、一人別枠方式を廃止し、小選挙区の都道府県別定数を0増5減する、いわゆる「緊急是正法」が成立した。

同法に基づく新たな区割りにより第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日執行）が行われたが、最高裁大法廷は、平成27年11月25日、0増5減の対象県以外は従前の基準に基づいて配分された定数の見直しが行われていないとして、同様に違憲状態（合理的期間未経過）とする判決を行った。

#### (イ) 衆議院選挙制度に関する調査会答申に基づくアダムズ方式の導入

衆議院では緊急是正法成立後も引き続き各党間で選挙制度改革の議論が行われていたが、平成26年6月19日、議院運営委員会の決定により、伊吹議長（当時）の下に有識者による「衆議院選挙制度に関する調査会」（以下「調査会」という。）が設置された。

平成28年1月14日、調査会は、大島議長（当時）に①衆議院議員定数の10減（小選挙区6減、比例代表4減）、②小選挙区選挙の都道府県別定数配分及び比例代表選挙の各ブロック別定数配分をアダムズ方式（注）によるものとし、10年ごとの大規模国勢調査の結果により見直すとともに、中間年の簡易国勢調査の結果によって較差が2倍以上の選挙区が生じたときは定数を変更せずに区割りの見直しを行うことなどを内容とする「衆議院選挙制度に関する調査会答申」を提出した。

同年5月20日、アダムズ方式を次回の大規模国勢調査から採用することとし、平成27年簡易国勢調査の結果に基づいて小選挙区選挙を0増6減、比例代表選挙を0増4減する、いわゆる「衆議院選挙制度改革関連法」が成立した。

（注）アダムズ方式とは、各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式であり、人口規模の小さい県に比較的有利とされる。

#### (ウ) 衆議院議員選挙区画定審議会による区割り改定案の審議

令和2年大規模国勢調査による人口の速報値は、令和3年6月25日に公表され、これを受けて、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区割り審」という。）は、衆議院選挙制度改革関連法により改正された衆議院議員選挙区画定審議会設置法に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りの改定について審議を開始した。

同国勢調査の確定値は、同年11月30日に公表され、小選挙区選挙の都道府県別定数は10増10減となることが確定した。

表1 衆議院小選挙区選出議員の都道府県別定数（10増10減）

定数増 5 都県		定数減 10 県			
埼玉県	15→16（+1）	宮城県	6→5（-1）	岡山県	5→4（-1）
千葉県	13→14（+1）	福島県	5→4（-1）	広島県	7→6（-1）
東京都	25→30（+5）	新潟県	6→5（-1）	山口県	4→3（-1）
神奈川県	18→20（+2）	滋賀県	4→3（-1）	愛媛県	4→3（-1）
愛知県	15→16（+1）	和歌山県	3→2（-1）	長崎県	4→3（-1）

区割り審は、各選挙区のレビュー、都道府県知事への意見照会等を行った後、令和4年2月21日の審議において、「区割り改定案の作成方針」を決定した。その主な内容は、次のとおりである。

- 各選挙区の人口は、議員一人当たり人口が最も少ない県の選挙区のうち、人口が最も少ない選挙区（基準選挙区）の人口以上かつ当該人口の2倍未満とする。
  - 選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定案の作成に当たっては、選挙区の区域の異動は、区割り基準に適合させるために必要な範囲内とする。
  - 選挙区は飛地にしないものとする。
  - 選挙区の改定に当たっては、市区町村の区域は分割しないことを原則とするが、一の市区の人口が基準選挙区の人口の2倍以上である場合や選挙区が飛地となるのを避けるために必要な場合等は分割するものとする。
  - 行政区画に併せ、地勢、交通、人口動向、改定にかかる市区町村の数又は人口その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。
- この場合、第49回衆議院議員総選挙（令和3年10月31日執行）における当日有権者数で較差2倍以上となっている状況も考慮するものとする。

区割り審は、区割り作業を進め、35回にわたる審議を経て、同年6月16日、岸田内閣総理大臣に対し、区割り改定案の勧告を行った。同勧告は、25都道府県140選挙区と過去最大規模の区割り改定を行おうとするもので、選挙区間の最大較差は、令和2年日本国民の人口（注）において現行の2.096倍から1.999倍となり、分割市区町の総数は、現在の105から32となるものであった。

同月17日、同勧告があった旨、岸田内閣総理大臣から衆参両院議長に対し、報告が行われた。

（注）「日本国民の人口」とは、国勢調査の総人口から外国人人口を差し引いた人口である。

表2 改定案で変更される選挙区

	都道府 県数	選挙 区数	都道府県別内訳 ( ) 内は該当選挙区	
1. 選挙区の数が増加することとなる都県の区域内の選挙区の改定に伴うもの	5	61	埼玉県 (12 : 1区、2区、3区、5区、6区、7区、8区、11区、12区、13区、14区、15区) 千葉県 (9 : 2区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、11区、13区) 東京都 (22 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、16区、17区、18区、19区、21区、22区、23区、24区) 神奈川県 (11 : 5区、7区、8区、9区、10区、13区、14区、15区、16区、17区、18区) 愛知県 (7 : 5区、6区、7区、9区、10区、11区、14区)	
2. 選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの	10	45	宮城県 (5 : 1区、3区、4区、5区、6区) 福島県 (5 : 1区、2区、3区、4区、5区) 新潟県 (6 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区) 滋賀県 (3 : 2区、3区、4区) 和歌山県 (3 : 1区、2区、3区) 岡山県 (5 : 1区、2区、3区、4区、5区) 広島県 (6 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区) 山口県 (4 : 1区、2区、3区、4区) 愛媛県 (4 : 1区、2区、3区、4区) 長崎県 (4 : 1区、2区、3区、4区)	
3. 較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区 (1に該当する選挙区を除く。)の改定に伴うもの	2	4	大阪府 (2 : 8区、9区) 福岡県 (2 : 1区、4区)	
4. その他作成方針に基づく改定に伴うもの	8	30		
(内 訳)	①第49回総選挙当日有権者数で較差2倍以上となっている選挙区の改定に伴うもの	2	5	北海道 (3 : 3区、4区、5区) 兵庫県 (2 : 5区、6区)
	②合併等による市区の分割を解消する改定に伴うもの	6	25	茨城県 (5 : 1区、2区、4区、6区、7区) 栃木県 (4 : 1区、2区、4区、5区) 群馬県 (4 : 1区、2区、3区、5区) 岐阜県 (2 : 1区、3区) 静岡県 (8 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区) 島根県 (2 : 1区、2区)
合計	25	140		

## (エ) 法律案提出に至る経緯

政府は、同勧告に基づき、勧告どおり衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選挙についても公職選挙法に基づきアダムズ方式により各ブロックの定数を改めることを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案を令和4年10月21日に閣議決定し、同月25日、国会に提出した。

表3 衆議院比例代表選出議員の各ブロック別定数 (3増3減)

定数増 2ブロック		定数減 3ブロック	
南関東	22→23 (+1)	東北	13→12 (-1)
東京都	17→19 (+2)	中国	11→10 (-1)
		北陸信越	11→10 (-1)

## イ 関連議案の概要

### 公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出）

令和2年大規模国勢調査の結果に基づき区割り審が行った勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、25都道府県において140選挙区の改定を行うとともに、令和2年大規模国勢調査の結果に基づき衆議院比例代表選挙の各ブロックの定数を、5ブロックについて改めるもの  
施行日（公布の日から起算して1月を経過した日（令和4年12月28日））以後、初めてその期日を公示される総選挙から適用、総選挙より前に実施される補欠選挙は、改正前の区割りに基づいて実施される。

## ウ 審議経過

公職選挙法の一部を改正する法律案は、令和4年10月25日に提出され、同年11月1日に政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託された。

なお、これに先立つ同年10月24日、同委員会において、川人衆議院議員選挙区画定審議会会長から同勧告について説明を聴取し、委員会を代表して平口委員長から質疑を行った。

同委員会においては、同年11月2日、寺田総務大臣から趣旨の説明を聴取し、同月8日に質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

なお、本法律案に対して附帯決議が付された。その内容は、①この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うこと、②当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、円満かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和7年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力すること、③今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うことであった。

同月10日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、同月18日の本会議で可決され、成立した。

## エ 主な質疑事項

- ①今回の区割り改定後においても、議員一人当たり人口が最も少ない選挙区との較差が1.9倍を超える選挙区が19に上ることについての評価
- ②区割り改定案の作成方針において、令和3年の第49回衆議院議員総選挙における当日有権者数において較差2倍以上となっている状況も考慮するものとした理由
- ③現行の定数配分方式では、地方の人口減少が進むにつれて、地方の議員定数が減少し、地方の意見が国政に反映されにくくなるという懸念
- ④今回の区割りによる分割市区町の解消と将来の見込み
- ⑤将来推計人口に基づく定数の増減を考慮に入れて、頻繁な区割り改定を避ける必要性
- ⑥選挙区割りに際し、人口以外の要素を考慮することの可否
- ⑦今回の区割り改定について、一層丁寧な周知・広報を行う必要性及び政府としての対応方針

## (9) 旧統一教会関係

### ア 国会における議論の概要

令和4年7月8日に発生した安倍晋三元内閣総理大臣銃撃事件に関し、容疑者の母親が旧統一教会（世界平和統一家庭連合）に多額の寄附を行っていたことなどが報じられるようになり、旧統一教会をめぐる諸問題が注目されるようになった。

旧統一教会に関する問題について、岸田内閣総理大臣は、8月10日の内閣改造時の記者会見において、憲法上の信教の自由は尊重しなければならないが、宗教団体も社会の一員として関係法令を遵守しなければならないのは当然であり、仮に法令から逸脱する行為があれば厳正に対処し、法務大臣始め関係大臣において、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済に連携して万全を尽くすとの方針を明らかにした。

これを受け、旧統一教会について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主宰により、『旧統一教会』問題関係省庁連絡会議が設置され、8月18日に第1回会合が開かれた。また、消費者庁は、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を検討するため、「靈感商法等の悪質商法への対策検討会」を設置し、同月29日に第1回会合が開かれた。なお、「灵感商法等の悪質商法への対策検討会」は10月17日に報告書を取りまとめ、公表している。

第210回国会（臨時会）の所信表明演説において、岸田内閣総理大臣は、旧統一教会との関係については、国民の声を正面から受け止め、説明責任を果たしながら、信頼回復のために各般の取組を進めること、相談・支援体制の充実強化など、悪質商法や悪質な寄附による被害者の救済に万全を尽くすこと、消費者契約に関する法令等について見直しの検討をすることを明らかにした。

第210回国会においては、旧統一教会に関連し、宗教法人法に係る問題、灵感商法等の悪質商法や悪質な寄附の勧誘による被害者の救済・再発防止、政治家との関係などが議論された。

宗教法人法に関しては、同法に基づく報告徴収、質問権を行使し、旧統一教会に関し事実把握、実態解明を行うことを岸田内閣総理大臣が表明した。同法に基づく解散命令の請求については、現在、旧統一教会に関して把握している事情からは、過去に解散を命じた事例と比較をして、解散事由に該当すると明確には認められないとし、そのため、報告徴収、質問権の行使等を通じて行為の組織性、悪質性、継続性等について具体的な証拠や資料などを伴う客観的な事実を明らかにする必要があるとした。また、解散命令の要件には民法の不法行為も含まれるとの政府の見解も示された。なお、旧統一教会に対する報告徴収、質問権の行使（1回目）は11月22日に行われて、12月9日に回答があった。その後、同月14日に2回目の報告徴収、質問権の行使が行われている。

被害者の救済・再発防止に関しては、岸田内閣総理大臣は、国会答弁において、消費者契約法等の改正による契約の取消権の対象の拡大や取消権の行使期間の延長等に加え、寄附についての法制的対応の是非を検討することを表明した。さらに、11月8日の記者会見において、消費者契約法及び国民生活センター法の改正案に加え、被害者救済のための新規立法について、今国会を視野にできる限り早く法案を国会に提出すべく最大限の努力を行うことを表明した。



以上の経緯を踏まえ、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（以下「消費者契約法等改正案」という。）は11月18日に衆議院に提出された。

一方、立憲及び維新は、共同で被害の防止及び救済のための**特定財産損害誘導行為による被害の防止及び救済等に関する法律案**を10月17日に衆議院に提出しており、10月以降、被害者救済法案に関する与野党の実務者協議が自民、立憲、維新、公明の4党間で数回にわたり行われていた。また、自民、公明、国民の3党間の実務者協議も行われた。11月18日には、自民、立憲、維新、公明、国民、共産の6党の幹事長・書記局長会談において政府より法案の概要が提示され、与野党間で協議が行われた。こうして被害者救済・再発防止のための新規立法である**法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案**（以下「法人等寄附不当勧誘防止法案」という。）は12月1日に内閣より衆議院に提出された。なおその後も与野党間で協議は進められ、最終的には同法案を修正することで合意に達した（「イ 関連議案の概要」「ウ 審議経過」参照）。

政治家との関係に関しては、第210回国会の所信表明演説において、岸田内閣総理大臣は、旧統一教会との関係については、国民の声を正面から受け止め、説明責任を果たしながら、信頼回復のために各般の取組を進めると述べている。国会審議においては、自民党と旧統一教会との関係及び旧統一関係との関係を指摘された山際国務大臣（10月24日 大臣辞任）の責任等が議論された。

答弁において、岸田内閣総理大臣は、閣僚と旧統一教会との関係について、組閣に当たり、社会的に問題のある団体との関係については、自らそれを点検・調査し、関係が明らかになった場合には、それを国民に向けて説明をすること、新たに事案が発覚した場合には、説明責任を尽くし、今後、こうした団体とは関係を絶つよう徹底することを確認し、それを条件に任命したと述べた。自民党との関係については、社会的に問題のある団体との接点があったということによって政治の信頼を損ねたことについては謙虚におわびを申し上げるとし、過去の経緯については各議員が点検をし、新たに指摘された点には説明をする、そして関係を絶つということを徹底するとした。

## イ 関連議案の概要

### （ア）消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（内閣提出）

消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講ずるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講ずるもの

### （イ）法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（内閣提出）

法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講ずるもの

### (ウ) 特定財産損害誘導行為による被害の防止及び救済等に関する法律案（西村智奈美君外5名提出）

特定財産損害誘導行為を禁止し、特定財産損害誘導行為を行う者に対してその中止等を勧告し又は命ずる措置を定めるとともに、特定財産損害誘導行為による意思表示の取消し等に関する制度及び特別補助に関する制度を設け、あわせて特定財産損害誘導行為による被害者等の保護に資する相談体制の整備等について定めるもの

## ウ 審議経過

消費者契約法等改正案は、令和4年11月18日に、法人等寄附不当勧誘防止法案は、12月1日に、それぞれ提出された。両法律案は同月6日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、消費者問題に関する特別委員会に付託された。

同委員会においては、同日、両法律案について趣旨説明を聴取し、引き続き質疑に入り、翌7日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑等を行い、翌8日は岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、同日、質疑を終局した。

質疑終局後、消費者契約法等改正案に対し、共産の提案による修正案、法人等寄附不当勧誘防止法案に対し、自民、立憲、維新、公明及び国民の共同提案による修正案並びに共産の提案による修正案が、それぞれ提出され、各修正案の趣旨の説明を聴取した。

次いで、両法律案及び各修正案を一括して討論を行い、順次採決した結果、消費者契約法等改正案については、共産の提案による修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

次に、法人等寄附不当勧誘防止法案については、共産の提案による修正案は賛成少数をもって否決され、自民、立憲、維新、公明及び国民の共同提案による修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は、修正議決すべきものと議決された。

なお、両法律案に対して附帯決議が付された。

同日の本会議において、消費者契約法等改正案は可決、法人等寄附不当勧誘防止法案は修正議決され、それぞれ参議院に送付された。

参議院においては、同月10日の本会議で可決され、成立した。

なお、特定財産損害誘導行為による被害の防止及び救済等に関する法律案は、10月17日に提出され、12月9日、消費者問題に関する特別委員会に付託され、翌10日の国会会期終了をもって、審査未了となった。

### (修正の内容)

法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務の規定について「配慮しなければならない」を「十分に配慮しなければならない」に改めるとともに、配慮義務の遵守に係る勧告等に係る規定を創設し、本法律の規定についての検討に関し、施行後「3年を目途」を「2年を目途」に改めること等。

## エ 主な質疑事項

- ① 困惑させられた状態での寄附が、法人等寄附不当勧誘防止法施行前に生じていた場合の同法の適用に対する政府の見解
- ② 未成年の子の債権者代位権行使に対する支援
- ③ 使命感で寄附を行う状態の背後に不安をあおられる行為があった場合の困惑要件の該当性
- ④ 「寄附の勧誘をするに際し」の具体的意味
- ⑤ 寄附の勧誘における不当な行為を公益法人法第17条と同様に包括的に禁止しなかった理由
- ⑥ 正体を隠して被害者をマインドコントロール状態に陥らせた後に正体を明かして行う寄附勧誘行為に対して、配慮義務規定を適用することの可否
- ⑦ 行政措置の判断基準等を公開することについての政府の見解
- ⑧ 民事法律扶助制度に給付制の導入を検討することについての政府の見解
- ⑨ 配慮義務の内容を明確化して規定することに対する政府の見解
- ⑩ 靈感等による知見を用いた告知の要件として、「確実に」を「必要不可欠」に改める理由

### 3 国政選挙結果

#### (1) 令和4年4月統一補欠選挙

令和4年4月24日、参議院石川県選挙区において補欠選挙(4月7日告示)が行われた。選挙結果は右のとおりである。

衆議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。

参・石川県選挙区(山田修路君 令3.12.24 辞職)			
立候補者数	4人	投票率	29.93%
当選人	宮本 周司君(自由民主党)		

#### (2) 第26回参議院議員通常選挙

第26回参議院議員通常選挙は、令和4年6月22日に公示、7月10日に投票が行われた。なお、参議院神奈川県選挙区において、任期を異にする議員の欠員が生じていたため補欠選挙が通常選挙と合併して行われた。

今回の選挙における選挙すべき議員数は、比例代表選出議員50人、選挙区選出議員75人(改選数74、通常選挙と合併して行われる補欠選挙の対象となる欠員1)の計125人であった。これに対し、立候補者数は、比例代表が178人、選挙区が367人、計545人であり、このうち女性の立候補者数は181人であった。党派別内訳は表1のとおりである。

競争率は、比例代表で3.56倍、選挙区で4.89倍<sup>(注)</sup>であり、当選人数の党派別内訳は表2のとおりである。

自由民主党及び公明党から成る連立与党の獲得議席数は、自由民主党63、公明党13、計76であった。

一方、野党各党の獲得議席数は、立憲民主党17<sup>(注)</sup>、日本維新の会12、国民民主党5、日本共産党4、れいわ新選組3、社会民主党1、NHK党1であった。また、参政党が新たに1議席を獲得した。

女性の当選人は35人<sup>(注)</sup>で、前回の28人よりも7人増加した。

投票率は、比例代表52.04%、選挙区52.05%であり、いずれも前回の通常選挙(比例代表48.79%、選挙区48.80%)を上回った。

(注) 神奈川県選挙区で通常選挙と合併して行われた補欠選挙に係る欠員又は当選人を含めたものである。

(表1) 党派別立候補者数

	比例代表	選挙区	小計
自由民主党	33	49	82
立憲民主党	20	31	51
日本維新の会	26	20	46
公明党	17	7	24
国民民主党	9	13	22
日本共産党	25	33	58
れいわ新選組	9	5	14
社会民主党	8	4	12
NHK党	9	73	82
参政党	5	45	50
幸福実現党	1	11	12
ごぼうの党	11		11
日本第一党	2	8	10
新党くにもり	2	8	10
維新政党・新風	1	9	10
諸派		16	16
無所属		35	35
計	178	367	545

(総務省「第26回参議院議員通常選挙結果調」(令4.7.15)による)

(表2) 党派別当選人数

	比例代表	選挙区	小計
自由民主党	18	45	63
立憲民主党	7	9(10)	16(17)
日本維新の会	8	4	12
公明党	6	7	13
国民民主党	3	2	5
日本共産党	3	1	4
れいわ新選組	2	1	3
社会民主党	1	0	1
NHK党	1	0	1
参政党	1	0	1
無所属		5	5
計	50	74(75)	124(125)

※ 選挙区欄及び小計欄の括弧書きは、神奈川県選挙区で通常選挙と合併して行われた補欠選挙を含めた当選人数である。

(総務省「第26回参議院議員通常選挙結果調」(令4.7.15)による)

### (3) 令和4年10月統一補欠選挙

衆議院山口県第4区(安倍晋三君7月8日死去)及び衆議院和歌山県第1区(岸本周平君9月1日辞職)は、選挙訴訟が係属中であるため補欠選挙を実施することができなかった。

参議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。